

令和2年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月10日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月10日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全 課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	環境課長	石原 己樹
		子ども課長	舘林 久美	保険医療 課長	不破 生美
		介護支援課長	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	福谷 光芳		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖
		総務課長	黒川 康治		
	教会事務員局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
給食センター 所長		寺本 章人	生涯学習 課長	松井 督人	

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第4号 令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第5号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第6号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第21号 令和2年度蟹江町一般会計予算
- 日程第5 議案第22号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第6 議案第23号 令和2年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第7 議案第24号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第8 議案第25号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第9 議案第26号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和2年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第28号 令和2年度蟹江町下水道事業会計予算

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和2年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

本日の遅刻の届けは黒川勝好君でございます。5分ほど遅れるとの連絡がありました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 議案第4号「令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

歳入について、ページ数で10ページなんですけど、今回、昨年10月からの消費税増税に伴い、保育の無償化があつて、臨時交付金がそれに充てられたと思います。当初の補正額でマイナス691万7,000円ということになっているんですけど、この辺の詳細をもう少しお願いしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

ただいま臨時交付金についてご質問いただきました。こちらの詳細につきましては、提示額で積算をしたことによって下がったというものでございますけれども、詳しい詳細については今、ちょっと資料がございませんので、内容といたしましては提示額が示されたことによって、提示額によって計算をしたときにこれだけの分が下がったというところの内容でございます。

○総務部長 浅野幸司君

では、総務課長の答弁に補足をさせていただきます。

今、議員ご指摘のように臨時交付金につきましては、令和元年度、平成31年度の当初予算で幼児教育の無償化に係る必要な財源というところで、保育所の運営費の保護者負担金の、これは減収の見込額というところで約4,500万円、それから幼稚園の就園奨励費の補助金ということで、これもあくまでも減収の見込みでございますけれども、約7,800万円の予算を計上しております。合計で1億2,300万円ほどの当初予算を計上したんですけども、いろいろ国のほうで、その後に補正予算で議決のほうを頂戴しておりますけれども、タイトル、名称が変わったり、臨時交付金で当初歳入を見込みましたけれども、その後に受け入れ側の

名称がいろいろ国のほうからご指示がございまして、その器のほうをそれぞれ教育、そして子ども課の保育所の関係でそれぞれつくって現在に至るところでございます。

そういった中で、最終的にあくまでも冒頭に申し上げた減収見込分ということで、昨年度の当初予算の予算計上をさせていただきましたので、今回しっかりそこら辺も含めて精査、実数に合わせたところの最終的な3月の補正額というところで690万円の減額の補正をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

たしか9月議会ですったもんだやったと思うんですね。どうしてこんなに減ってしまうのかとか、いろいろやっていたんですけど、そういうことで突然の臨時交付金ということで、当初の3月、昨年度分については国で面倒を見るよと言っていたもので、今回4月からの令和2年度の予算にもあるんですけども、その辺がどうなのかなということがあって、補正予算でちょっとお聞きいたしました。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第2 議案第5号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ページ数で11ページの最終的に国民健康保険支払準備基金の積立金4,000万円弱ということで、最終的に今回の国保で4,000万円基金に積み立てすることができたということで捉えればよろしいのでしょうか。

○保険医療課長 不破生美君

今回、決算の見込みといたしまして、最終的に4,000万円ぐらい基金のほうへ積み立てができるであろうということで計上させていただきました。

○2番 板倉浩幸君

4,000万円積み立てができたということで、それはそれなんですけど、そうなってくると実際に令和最初の保険税の見直しのときに、その辺を含めて、じゃ、そこまで引き上げなくてもよかったのではないかと若干感じてしまいますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○保険医療課長 不破生美君

ご指摘いただきましたように、今回4,000万円のほう積み立てをさせていただきます、基金といたしましては合計で2億8,000万円ほどの基金になりますけれども、こちらにつきましては、じゃ、保険料を上げなくてもいいんじゃないか、基金を使えばいいんじゃないかということなんですけれども、愛知県のほうからも、もし何かあったときに、例えば県全体のほうの県の基金があるんですけれども、それで賄えなかったような場合につきましては、それぞれ市町村で何とか対応してほしいということで、要望しただけの額が県の基金を崩して市町村のほうへ入ってくるという確約がないものですから、それぞれ市町村で蓄えてほしいといいますか、対応してほしいということを県のほうも言っておりますので、もし何かあった場合には保険料とか、対応できない場合につきましてはこちらのほうを使わせていただきたいと思っておりますので、今回、できるだけ基金のほうへ積み立てをさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 議案第6号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

これより予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いいたします。

質疑をされるときは、まずページ数と科目を言ってからお願いいたします。また、質疑及び答弁は、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第4 議案第21号「令和2年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

若干、総括について基本的な歳入歳出について伺いたいと思います。

歳入について、今、町税が若干増えていて、今回新しく、後で歳入のほうでもお聞きしますけれども、法人事業税交付金が本年度から計上されていて、最終的に119億2,227万7,000円ということで、昨年度の予算案より12億円増えております。これの詳細については自由通路の計上とか、予算案を見れば分かるんですけども、今後の、あと歳出について若干、町長の最後の1年だと思っておりますけれども、それを含めて、じゃ、実際歳出が、それほど目立った歳出に今回なっておりません。そういう意味も含めて、120億円という、増えております予算で、今後の予定、一遍に返すわけじゃないんですけども、結構3、4年厳しい状態が続くんじゃないかと見ております。

それで、実際、歳出で、じゃ、その厳しい状況の中、本当に社会保障、これから福祉、高齢、子育て支援やっっていかなければならない状況のもと、今後どう捉えていくのか、それをお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今後の財政的な見通しも含めてというご質問でございます。今回、令和2年度の予算につきましては、議員ご指摘のとおりJR蟹江駅の橋上駅舎化に伴うところの自由通路の整備事業が約12億円でございます。一番これが大きなものでございます。そのほかに子育ての支援に係る町独自のアプリのほうも作成しまして、ハード、ソフト面ともに拡充をさせていただいた、重点を置いたところの過去最大の予算の編成となっております。

それで、今回120億円の予算というところの今後の見通しというところでございますけれども、以前、平成28年1月に臨時の全員協議会のほうで蟹江町の中長期的な財政計画のほうをお示ししたところでございます。本来財政計画5年ぐらいをめどに、5年スパンのところでお示しをするんですけれども、当時、平成27年から平成36年度の試算値ということで、約10年間の長期的な財政計画のお示しをいたしましたところでございますけれども、そういった中で、そのときも当時ご説明をさせていただいたんですけれども、平成32年度、いわゆる令和2年度の町債残高が一番ピークになるというところの試算を含めてご説明をいたしたところでございます。当時の資料で、今手元でございますけれども、平成32年度、令和2年度で100億円の一番ピークの町債残高というところで、ここの令和2年度をピークに下降、微減でございますけれども、下降気味でたどるというところの財政的な今後の指標をお示したものでございます。

今回、公債費のほうをご覧くださいますと、やはり当初にお示ししたとおりのそういった町債残高を含めたところ、トータルでやはり100億円ぐらいのところの残高があるところでございます。今後、将来的に町債、町の収入のほう、町税のほうも今回微増で出ておりますけれども、しっかり今後どういった形で、こういった日本の経済も含めて企業の収入等、個人の所得等がどういう形で変わっていくか分かりませんが、引き続きしっかりと自主財源の確保を見据えまして、しっかり計画的に財政的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、たしか思い出しました。最大で今年度100億円になると、町債が。

今後、町税が52億円ということで半分を占めるんですけれども、じゃ、町税自体は今後どうなっていくのか。消費税の影響もあってGDPも下がっていますし、またコロナの影響で景気が本当に、今、リーマンショック以上のこれから景気が悪くなるんじゃないかということも懸念されているわけでありまして。特に中小、蟹江町、観光業が多くて観光客が減って税収が落ち込む、よく今、観光業界は言われている中で、あとまた、特に大きい企業もないということで、若干その辺はいいのかなと思うんですけれども、じゃ、それぞれの個人の所得が今後どうなっていくかが、これが一番本当の要だと思います。

そういう意味で、今回、町税52億円ということでやっているんですけれども、下がって

った場合、景気が本当にどん底になってしまって、蟹江町、そこまで下がることも、固定資産税も安定化している財源ですので、そこまではないと思うんですけども、その辺ちゃんとよく気を遣って修正するなら修正する、その辺のことも考えてもらいたいと思いますけれども、その点についてお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

ご指摘のとおり税収については、先行き、いろいろ今、新型コロナウイルスのいろんな影響も含めて、法人の関係の事業所得も含めて、非常に今不安定なところでございます。先ほども申し上げたように、今後どういう形で町税が推移していくか、今のところ先行き不透明でございますけれども、随時、その年々に合わせてしっかりと健全財政を進めてまいりたいと思っています。あくまでも自主財源に、依存財源に頼らないところで、比較的類似団体を比較しても蟹江町の今、自主財源の全体の比率というのは、悪いほうじゃございません。ほかの類似団体と比べて、蟹江町の財源構成としては、そんな悪いほうじゃないんですけども、それに甘んじず、しっかり、そこら辺は今後慎重に、その都度判断して財政的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

少し2点ほどお尋ね申し上げます。

次年度の予算ということでやらせていただいているんですけども、審議を。今現在、起こっているこのコロナウイルスの関係で税収は次年度は下がるだろうと、それとプラスしまして、これからの蟹江町の今現在の景気、経済、他の市町村ではもう調査に入られているところが結構あります。町村とかそういう単位で。これを今現在まだやられていませんよね、何も手を打たれていないと思います。だから、町内の経済への影響の取り組み、これは商工、そしてサラリーマンの方も含めてやっていただきたい。というのは、サラリーマンの方も夏のボーナスには影響してくるかなというのが今現状でございますね。企業の業績が悪くなりますとどうしてもそういうことが起こってまいります。ですから、これがお願いしたいのは、この予算とは別にこれから考えていただきたいことがございます。町内経済をいかに活性化させるか。それに対して町独自の何ができるのか。今いっぱいいっぱいの予算組みをされておりますけれども、一番大事な根幹というのは、町内がいかに循環型の経済を守れるかということですね。ですから、商工業者、サラリーマン問わず、早く今の現状、これから収入がダウンされる方、今、商売でがたがたの方はたくさんお見えになると思います。そういう方をいかに助けていけるかというのも、これは行政の役割ですから。国が動いておりますけれども、国とか県じゃなしに、町単位でも物を考える時期がまいております。

それと、ちょっとその件に関しまして、1つお聞きしたいのは、庁舎内で罹患者が出た場

合のリスク管理、これはどういう具合にされているのか、それもちょっとお聞きしておきます。

予算の執行より、今現在のリスク管理というのが大変大事なもので、例えば総務の誰かが発症すると、総務は一旦停止してしまうのか、その辺のリスク管理が分からないので、よろしく願い申し上げます。

2点ですね、まずは。

○副町長 河瀬広幸君

戸谷さんのほうから、総括の中で新型コロナウイルスの感染症でいろんな影響が出ているという話がありました。確かに、私ども蟹江町におきましても、特に飲食業だとか、いろんな方々が営業を休業されて、だんだんボディーブローのように効いてくるなということ町長と話をしているわけがございます。現在は、今のところは調査には入っておりませんが、当然、この新型コロナの感染の関係で、今後大きな影響だと思われまますので、しっかりとその辺は各事業所においてリサーチをかけつつ、来年に向けての対策も含めて考えていかなければいかんなどと思っております。また、国についてもやっぱりいろんな対策をこれから講じてくると思いますので、その辺と連携をしっかりととりまして、蟹江町にとっての一番いい方法を選択していきたいというふうに思っています。

おのずから、うちとしては法人税は確かにあまり大きな影響はありませんが、そうはいうものの、やっぱり法人のほうも、今回非常に円高ということで影響が出るということも考えられますので、その辺も来年に向けての備えとしてはしっかりと周知をしていかなければいけないと思っておるところでありますので、これからこの期間もどれだけ続くか分かりませんので、それを踏まえてそういう関係もしっかりと対応していきたいと考えております。

あと、2点目の庁舎内の対応でございますが、これは既に対策会議の中で想定を、いろんなバリエーションをつくりました。実際、現段階では蟹江町では発症しておりませんが、もし蟹江町内で発症した場合、もう一つは、一步踏み込むと蟹江庁舎内で発生した場合のことについていろいろ対策会議で議論しております。今、庁舎内で発生した場合につきましては、基本的にはほぼほぼ庁舎のエリアを区切って、そこで一定の制御を図りつつ、住民サービスに影響の出ないようなやり方を考えていかなければいけないなど。簡単に言うと、土曜開庁みたいな、最悪の場合は最小限に行政サービスを絞って対応のことも考えていかなければいけないと思っておるところでございますが、まだまだそういう事態ではございません。明日も対策会議がありますので、その辺の戸谷議員のご質問も踏まえて、しっかりといざという場合の備えができますようにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。本当に、飲食だけじゃなしに、ほかの中小の工業系の方も、大分打撃が出ていると思います。部品が入らない等々の加減で。これが2か月から3か月は大概

続くと思います、今の状況では。そういうことを考えますと、今年は本当に大変な年になるなど。そのときにやっぱり最後のとりでになってくるのは、ある程度行政というのは、これが当たり前の物の考え方であって、これは不測の事態なもので、自分たちの商売の能力の範囲を超えているという部分があると思いますから、皆さん方。そして、給料のダウンも自分たちの能力ではないところでそういうことが起こってしまったということで、これが夏のボーナスに反映されるとサラリーマンの方が大変だと。年収ダウンということが起こってまいります。ですから、町民全体にかかわる話ですから、ですから何か手を打てることがないか。例えば商工会だったら、去年までのプレミアムをまた再度、今年は特例でやるとか、そういう町民の皆さんで少しはできるようなこともやっていただきたいと。そういう少ししたことでも町としては動かなければ駄目ですよということを申し上げたいと思っております。それが見えてこない、町民不安というのは、町は何もやってくれないんだという話になってしまいますから、こういうときの最後の行政ですから、頼みというのは。

そして、減税のことも考えなければいかならうし、減税と申しまして、消費税の減税ではございませんよ。町の根幹になる土地の、そういうこともひょっとしたら特例で考えなければいけないときがくるかもしれないということを申し上げておきます。

それと、先ほどの、我々も議員といたしましては皆さんとご相談申し上げて、リスク管理ということで今回議会をざっと縮めました。これが議会を縮めた理由というのをよく皆さん方が肝に銘じていただいて、この中でいかに、時間をつくったんですから、その時間を有効に町民の皆様にも有効にできるような物の考え方をしていただきたい。よろしく願い申し上げます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから25ページまでの質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

歳入について、10ページの、先ほどちょっと申しました法人事業税交付金なんですけど、今回新たに、前年度予算額としてなかったものに、本年度予算から2,300万円が計上されておりますけれども、この法人事業税の交付金について、いまいち仕組みが、僕もいろいろ調べたんですけれども、それぞれ国が地方の法人から徴収して、それぞれ自治体ごとに配分するみたいなんですけれども、この法人地方税交付金の仕組みをもう少しお願いしたいと思っております。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました法人事業税交付金の詳細についてというところでございます。

まず、こちらにつきましては、平成28年度の税制改正によりまして、令和2年度より、今回議員のおっしゃられましたとおり、新設されたものでございます。

内容といたしましては、県に納付されました令和元年10月以降の法人事業税をこちらのほうを交付率3.4%で直近の3年間の法人税の割合によって交付されるというような形のものでございます。令和2年度については交付率が3.4%でございますけれども、令和3年度以降につきましては、7.7%というところで県のほうから情報が来ておるようなものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

交付率が3.4%、それについて県の法人税を徴収して、それぞれ自治体が配分するという事なんですよ。その法人税自体、そうすると今回、町で出回る法人税の部分が少し減って、法人事業税の交付金が増えると、それを考えればいいのか、その辺をお願いします。

○総務部長 浅野幸司君

では、先ほどの総務課長の答弁に少し補足しながらご答弁させていただきます。

今回、法人事業税交付金につきましては、去年の消費税率の増税に合わせて、いろいろ税のいろんなところの是正、自動車関係の税もそうなんですけれども、それを今回、仕組みを変えるというところが主な国のほうの趣旨でございます。

そういった中で、今まで地方法人特別税というのがございますけれども、それがもうなくなりまして、逆に法人事業税交付金、先ほど総務課長が申し上げたようなパーセントで県のほうから市町村に配分されるというところでございます。

翻って、今まで町のほうの法人町民税のほうの税率が、今まで従前9.7%だったんですけれども、それが去年の10月1日以降につきましては9.7%が6%に法人町民税の中の法人税割が率が下がっておるところでございます。そのところの配分的なものも含めて、新たに法人事業税の交付金を、その補てん分じゃないんですけれども、流れの仕組みとして、その落ちた分だけを法人事業税交付金として県から配分されると、そのようなイメージでよろしいかと思えます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

大体分かったんです。そうすると、今までの町税として、法人税を徴収していますよね。それが9.7から6%になって、その分町税、法人税が減って、その代わりというので法人事業税交付金が入ってくるということで、そのバランスは実際どうなんですか。それを最後をお願いします。

○総務部長 浅野幸司君

先ほどの実際の実数の関係ですけれども、今回、ちょうど10ページ、11ページの上のあた

りに、町税の法人というのがございまして、説明欄の中に法人税割というのがございます。今回、法人税割の予算のほうが一億5,179万円という予算計上でございますけれども、これ前年度と法人税割の部分のところが金額を比較しますと、約2,400万円ぐらい減っております。前年度の当初予算ベースとして法人税割として2,400万円減っておるんですけれども、その分先ほどのところの新たに新設されました法人事業税交付金、これは皆増でございますけれども、そちらのほうが一億2,300万円というところで、ほぼ今の、先ほど私が申し上げたところの税の移譲分というところの見方でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

13ページなんですけど、保育所の保護者負担金というのが当然減っているわけですが、保育所の保護者負担金というものが昨年度に比べたらもう半分、6,000万円ぐらいは当初で減ってきて、収入が、保護者負担金は当然無料になりましたので、減ってきているということだと思います。予算書には歳入の面でそのようになっていますので、それだけ減ってきていると思うんですが、一方、交付金のほうを見ますと、地方消費税交付金ということで、消費税がアップした後の消費税分の交付金というものが歳入に前年度比では一億4,200万円というようなプラスで当初で上がっておりますので、昨年度2%アップした分の地方に流れてくるお金がこれだけ増えるのかなというふうに捉えるわけですが、しかしながら、今言いましたように一億4,200万円が仮に増えたとしても、保護者負担金ということでは、それだけの分は減っておりますので、そうすると差し引きすれば、この地方消費税交付金として蟹江町に入ってくる金額というのは、7、8,000万円ではないかなというふうに思うんですけれども、そういう捉え方でいいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問がございました内容でございますけれども、まず地方消費税交付金が今年度より一億2,600万円ほど増という形になってございます。先ほど言われました幼保無償化に係る部分の補助の予算的なもので言いますと、昨年度は臨時交付金といたしまして、消費税がまだ始まったばかりで、消費税の交付税のほうには費用を乗せることができませんでしたので、昨年度につきましては臨時交付金で幼保無償化に係る部分を全額国費で補助したというような形になってございます。

今年度の保育所運営保護者負担金の減につきましては、ちょっと担当のほうからご答弁させていただきますと思います。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、臨時交付金で保育所関係の無償になった分の補てんは考えて、それで別途

地方消費税の消費税分はそのまま消費税分として自治体のプラスになっている、1億4,200万円はと、そういうふうに捉えていけばよろしいということですか。

○総務部長 浅野幸司君

先ほどの総務課長の答弁に少し補足でございますけれども、今、議員ご指摘の消費税の関係の交付金、地方消費税交付金が1億2,600万円増というところでございますけれども、そちらのところで具体的に幼保の無償化の保護者、保育所の保護者負担金は幼保の関係で、幼児教育の関係でよろしかったですね。

それは、ちょっとこれをご覧いただきますと、14ページ、15ページのところに、今回、皆増、以前なくて今回、国の国庫の支出金ということで2つメニューが新しく増えております。15ページの説明欄のちょうど中ほどより少し下、児童福祉費負担金のところの子育てのための施設等利用給付交付金、それからその下のところの幼稚園の関係の幼稚園費負担金でございます。子育てのための施設等利用給付交付金、この2つが国から町のほうに入ってきます国庫の支出金でございますので、直接先ほどのご指摘のところの地方消費税交付金のところとは別のメニューで入り繰りのほうがされておるというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、これは15ページの幼稚園費の負担金というのは、幼稚園関係とかもいろいろ入ってきていると思うので、町の要するに保護者負担金はどれだけ、どうなるのかというのはこの数字からはちょっと分からないんですが、幼稚園分も入っていると思うんですね。ですから、どれだけ、きちんとどこに補てんされるのかというのはちょっと分からなくて、町の持ち出しになってばかりもいけませんので、少しお聞きしたんですが、こうなってくると幼稚園関係も入ってきていると思いますので、保育所関係についてはどれぐらいの補てんになるというふうに捉えればいいのか、分かればちょっとお願いしたいと思います。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、予算書でいきますと、12、13ページのところに議員ご指摘のところの保育所運営費保護者負担金という、ちょうど中ほどより少し上のところに説明欄に保育所運営費保護者負担金、これが令和2年度、今回の当初予算で6,523万2,000円の予算計上をしております。この部分の前年度ベースのところの対比をいたしますと、前年が1億1,649万円ぐらいですので、5,000万円ちょっと減っております。その部分のところを先ほどのところの国からの入りのところとか国庫支出金、国から入ってくるところの補てんされる部分とか、そういうところでメニューとして補てんされておるというところですよ。

ちょっと詳しいそちら辺の全体的な資料のほうは手元にはございませんけれども、大体イメージとしてはそんな感じでございます。よろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで給食センター所長、生涯学習課長、消防本部総務課長の退席と、安心安全課長、会計管理者の入場を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前9時43分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時45分)

○議長 安藤洋一君

歳出は、款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、26ページから29ページまでの質問を受けます。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、30ページから81ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

45ページ、ホームページ運用保守委託料についてお聞きします。

平成29年9月議会の一般質問で、私は町の公式ウェブサイトのスマホ対応をお願いしました。それから2年半くらいかけて今月上旬から新しいウェブサイトになっているんですけども、このサイト、新しく更新されたんですけども、このホームページ運用保守料に関しましては、大体140万円前後毎年かかっています。これに関して、サイトは新しくなったんですけども、ここに関しては特に変更がないか、教えてください。それ以外にホームページ、蟹江町の公式ウェブサイト以外に関して何か、サイト関係での予算、ちらっと見たんですけども、ちょっと見当たらなかったの、ほかにあれば教えてください。

○政策推進課長 北條寿文君

ホームページのことにつきましては、全額が保守料ということで、今回、今、ご覧いただきましたとおりこの3月3日から新しいホームページにいたしました。レスポンスウェブデザインということでスマホ対応もなされております。その中で、バージョンアップも含めまして、従来ですと保守料が上がるご提示をいただいておりますが、業者のほうから。そこをこれまでとさほど変わらずコストを抑えていくというところで、今回はこの額を引き続き保守料として維持しております。

また、それ以外にはかかる経費はございません。

○3番 飯田雅広君

保守料は上がっていないということで、そのところは努力していただいたんだなというふうに引き続き今後もお願いしたいなというふうに思っております。

ほかの部分に関してはないということでしたけれども、例えば先日全協でもあったとおり転入促進ガイドブック作成事業等々、例えばこれでも去年の予算のときに私質問したんですけども、こういうもの、内容はしっかりつくらなければいけないんですけども、やっぱりどこに置くか、手に取ってもらわなければ意味がないというふうに私は思っていたので、例えばサイトのほうで運営、連携かけたりしてやられたらどうですかという質問をしたかと思うんですけども、実際、この転入促進ガイドブックのほうは今回はとりあえず方針を見直すというふうなお話でした。やはりこうったものを、今本当にウェブが基本になっておりますので、きちんとホームページ等々で、町の公式ホームページじゃなくて、専用のサイトを立ち上げて、こういうものをアピールするほうが今の時代に合っているんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味においては、この保守料しかウェブ関係は上がっていないということなので、そのあたり、課長、どのように今後考えていらっしゃるかお聞かせください。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、今のガイドブックにつきましては、もう1年検討の時間をいただき、今回更新したホームページとしっかりと連携して発行していくという方針でございます。その一例としましては、この後に発行したガイドブックの中では、例えばQRコードなんかをきちっと設置させていただいて、紙ベースで全ての情報が伝えられるわけではございませんので、ホームページの中でそれぞれの分野、各個別分野の中でのサイトページをしっかりとコンテンツを充実させて、そこへつなげていくというようなビジョンを持っております。

それと併せて、今、別の専用サイトなんかでというお話もいただきましたが、そこも今、別に仕立てますとまた多大なるコストがかかります。そこで、今回のこのCMSの仕組みの中では、実はサブサイト機能といいまして、単独のサイト仕立てでページサイトがしっかりとコンテンツ編集ができるような仕組みを無償で備えておりますので、この後、今、職員のほうに、既に研修も実施した職員もございますが、新年度になり、また全職員を対象にして、その辺のさらなるシステムの運用の仕方というもののレクチャーをしながら、新たなサイトの立ち上げというものをしっかりと取り組んでいく方針でございます。

○3番 飯田雅広君

本当に一般事業会社でも、本当にウェブを使つての営業というのが当然、今当たり前になっている時代になっています。29年9月議会でも町長に質問したんですけども、やはり蟹江町、ウェブ転換に関しての人材が足りないんじゃないか、やっぱりそういう専門の方を入れたほうがいいのかというような質問をさせていただいたんですけども、町長はどちらかという和前向きではないご答弁をいただいたんですけども、やはりこういった転

入促進ということも考えても、そういったウェブの専門の方というのはやっぱりこれから必要じゃないのか、職員の中でも、そのように思っていますので、総務部長、そのあたりどうですか。どのようにお考えか、そういう人材に関しましては。

○総務部長 浅野幸司君

議員のお話のように非常に今、行政のいろんな分野で多様化をしております。こういったホームページとか、そこら辺のところの分野も今後、すごく裾野が広がっていくと思っておりますので、今、ご意見いただいたところの専門職も含めて、果たして蟹江町の職員の今の規模、それから人口規模でどうかというところもございますけれども、ほかの市町村の状況も調べまして、しっかりと今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

53ページ、この嘱託員の行政視察特別旅費、これは昨年も何かいろいろわさとして耳に入ってきておまして、これをやる意義というのをもう一度再度確認したいと。あまりにも耳に入ってくるのが、いろんなことが入ってまいりましたので、皆さん方もお困りになっていたと思います。ですから、その意義をしっかりとここでお示しいただければ。それをお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきました行政視察の特別旅費についてでございます。

こちらにつきましては、嘱託員会が年1回行政視察に行くところの旅費でございます。こちらの旅費、嘱託員の行政視察につきましては、毎年5月の中旬頃に開催させていただいております。こちらにつきましては、嘱託員様が毎年4月に交代されますので、そちらの替わられた方の懇親を深めるというところと、あとは先進地の取組みを行政視察で見学をさせていただいて、地区のほうでこういう取組みの参考にできればというところで行っているというようところでございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今、おっしゃいましたけれども、先進地というのは、嘱託員さんがうまく動かれている先進地という意味でおとりしたらいいのか、いろんな意味合いがあるもので、そこら辺をしっかりとしてもらわないと、やっぱり理論武装してもらって、ちゃんとした、こういうものに出していただかないと、ごたごたしたことが耳に入ってくるのもいかんし、我々も議会としてこういうものを通した以上、行政としてはこうですよというしっかりした、そしてまた嘱託員さんの今年から立ち位置も変わりましたもので、そういうことも兼ねて、ちょっともう少し深いお話、どなたかしていただけないか。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから少し補足的に答弁させていただきます。

今、議員ご指摘の嘱託員の行政視察の特別旅費につきましては、今、総務課長が答弁したように、いろいろ毎年テーマを決めまして視察をしておるところでございます。例えば具体的に申し上げますと、震災、いろいろ地震の関係で鳥取県の倉吉のあたりをしっかりとご自分たちの目で直接瓦の倒壊とか、いろんな倉吉市の取組状況等も聞きながら、各町内会ごとそれぞれのお立場で災害、防災についてお考えいただくというところの視察をいたしました。それで、あと、その後、泉人（せんと）、それと祭人（さいと）のほう、蟹江町の公共施設としてオープンをしましたそれぞれの年には、例えば泉人（せんと）の場合だと温泉の関係でしっかりといろんな観光に結びつけて取組みをしておられる市町にお邪魔し、そして祭人（さいと）の場合は観光面ということで、非常に先進的に取り組んでいただいております市町のほうをお邪魔しまして、直接スライド等を嘱託員の皆様方、ご覧いただきまして、しっかりと自分たちで何か蟹江町として活かせるところがないかという目線で、しっかりと研修のほうをしておりますので、決して適当に選んで、適当に視察するということではございませんので、しっかりと事前にテーマを決めまして、目的を持った視察というところの位置付けでやっておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

そういう具合に、しっかりと理論武装されてやっていかれないと、周りから聞こえてくることは、またややこしい話になると困りますので。

それと、もう1点、例えば我々、議員は視察に行きますとレポートを提出いたしますよね。そこまでの厳しいことは言わないですけれども、代表者から一応、そういう嘱託員の代表者はおみえになりますよね。そういう人たちにやっぱりレポート1枚ぐらいい出してもらったら、こういうのを行ってきましてということは必要じゃないですか。やっぱりお金を使われる以上。そういうちょっとしたことも考えられたらいかがですか。

以上でございます。一応、返事を頂いておくかな、そういうことも考えられるかどうかという。

○総務課長 戸谷政司君

議員のおっしゃられましたとおり、レポートの提出等、今後ちょっと検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

先ほど戸谷議員の質問にも兼ねるんですけども、今の53ページの嘱託員の報償金についてお伺いをいたします。

嘱託員というのは、年間30万円というのが決まっておると思いますが、去年は930万円というお金が出ておりますから、今、31町内会ですか、ありますから、それで合うと思うんですが、今年度はちょっと減っておるわけですね。845万円、これはどうして減っているのか、町内会は別に減ったわけではないと思うんですけれども、この理由をひとつ教えていただきたい。

あと、61ページの中段にございます自主防災組織育成事業助成交付金120万円出ておるんですけれども、これはいいんですが、去年、もう一つ、地域防災訓練費交付金というのが169万円出ておったんですけれども、今年度これはなくなっておるわけですね。なくなった理由をお聞かせください。

この2点、お願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問をいただきました嘱託員の報償金の減額の理由についてというところでございます。

こちらにつきましては、嘱託員と嘱託補助員さんの報酬の見直しを実施させていただきました。昨年まではお1人、1年間30万円という形で予算計上させていただいておりましたが、今年度につきましては、1月2万円掛ける12カ月のまず24万円をベースというところを考えさせていただいて、あとそれプラス世帯割という形で世帯に応じてプラスアルファをお出しするというような形で見直しをさせていただいております。嘱託員さんの実質の報償金といたしましては、一番低い方が25万円、一番高い方が源才区になると思いますけれども、こちらの方が33万円という形で、一応世帯数に応じて8万円の差をつけるというような形で、こちらのほうは前回、嘱託員会のほうでちょっと案を提示させていただいて、皆様了承の上でこういう形に変えさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、地域防災訓練の交付金の件につきましてお答えをさせていただきます。

来年度、令和2年度につきましては、総合防災訓練を実施するということでありまして、61ページの防災対策整備事業の需用費の中の消耗品も総合防災訓練用の資材55万円、これとその下の食料費44万円、こちらのほうで総合防災訓練に関する啓発品とお茶のほうをご用意するというので、地域防災訓練に関する交付金に代わるものでこちらで上げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

じゃ、今の自主防災の関係は、項目がちょっと変わったということで理解をさせていただいてよろしいですね。

嘱託員の関係ですけれども、町の条例で決まっておるわけでしょう。条例改正はやられた

んですか。今初めてこういう計算式を聞かせてもらったんですが、今までは条例に書いてある、嘱託員は年30万円というのが書いてあるんですよね。ということは、令和2年からはそういうことで月2万円掛ける12カ月で24万円、これはベースですね。あとは戸数で計算をするということで、これは条例改正、きちっとしなくてもいいわけですか。

○総務課長 戸谷政司君

嘱託員の報償とかにつきましては、条例で規定しているわけではございませんで、嘱託員の規定がございますので、そちらのほうで定めさせていただいておりますので、そちらのほうは4月1日に向けて改正させていただくような感じで予定しております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

こういうのは報告は要らないわけですか。独自でやればいいんですか。議会に報告はないんですか。今日、それを初めて聞いたんですけれども。こういうものはきちっとした、僕らがもっています蟹江町の例規集で載っておりますね。これを改正するに当たっては、きちっと議会を通さなくてもいいんですか。町内会の嘱託員の会議だけで決めて、それで通るわけですか。

○総務部長 浅野幸司君

今、ご指摘のところは、総務課長が答弁させていただいたように、嘱託員につきましては、設置規程というのがございまして、実際の嘱託員の職務とか、報償等、そちらのほうの規定のほうに明確に載っております。今回、先ほど総務課長がご説明をいたしました、いろいろ報償金のほうを改定した理由の一番主たるものは、いろいろ前からそういったお声のほうを私どもも聞いておりました、いろいろ素案のほうは総務のほうで持っておりました。条例の改正につきましては、非常勤の特別職の方の報酬の条例、嘱託員を外すというところの条例のところは、条例改正を以前、何月議会かあれですけども、直近のところの地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職の職がきちり明確化されたというところのご説明をしながら条例改正をいたしました。それは直近、去年させていただいたと思いますけれども、そういうところでご説明をしながら変えてきたところでございますので、具体的な金額的なものにつきましては、先ほど申し上げたように条例で議決をいただくような形ではございませんので、運用のところでしたら、各嘱託員様にご説明を、臨時の嘱託員会を開きましてご説明をしながら、制度が変わりましたところと併せて、報償金もこういう形の変更を考えておりますという議題で上げまして、ご同意をいただいて今まで進めてまいりましたところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

今のお話ですけれども、正式に議会の皆さん、議員の皆さんは、その改定の内容は知らないですよ。うわさ話で聞いたり、何か今度は小さいところは小さくなって、大きいところは大きいみたいな、改定したならしたで、その改定の根拠とか、しましたことを、やっぱり議会側に報告していただく必要があるんじゃないかと、報告する必要がないというふうに思っているから、自分たちで変えたかもしれないですけれども、ということは、各町内会長さんもみんな議員と密接にいろんなことをやっているし、また、嘱託員さんの報酬ということに対しても、みんな関心のある町民もひどく多いわけで、いろいろ言う人もいるし、言わない人もいるんですけれども、この件に関しては、やっぱりきちんと嘱託員さんそのものに言う前に、根拠がこういうことで、こういうふうに改定するつもりであるということは、どうして議会に示してもらえないのか。ものすごい疑問ですけれども、どう思っているんでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

議会の議員の方々にご説明を、実際これのところの詳細は今までしてございません。その理由等は特にございませんけれども、具体的にそういった行政改革の一環として、こういう形でやらせていただいているという私どもとして認識がございますので、決して予算的にも今までから前年度に比べて大幅に上がるとか、そういったところの金額的な部分等も含めて、特にご報告のそういった必要がないということで認識しておりましたので、今、ご意見いただきましたので、今後こういった形、地域に密着したところのいろいろ内部運用によるところの、いろいろ変更する場合は、その都度また必要に応じて議会のほうに、議員の先生方にご報告するような形で、今後は進めてまいりたいと思っておりますので。

以上でございます。

○9番 中村英子君

少しその辺のところは理解の食い違いかもしれませんが、全く理解ができません、私としては。議会の中からも一般質問等で、この嘱託員さんの報酬について、一律はどうなんだという意見が出ていたことも事実あります。そういうこともあったんですけれども、それはそれで一般質問していただいて、回答も回答でそれはあったところですが、しかし実際に改定するということになれば、私たち全部知らないで、ほかの人から、今度嘱託員の報酬が変わるんだとか、ああでもない、こうでもないと言われても、全くこれ知らないわけですよ。何で議員は知らないんだみたいな話になっていて、過去にもいろんな問題でそういうことは何回もあったんですよ。きちんと事前に報告してもらえばいいことを、何も報告なしにやっていて、いかにも軽々しく扱われているのか、そんなことは関係ないと思っているのか、ちょっと皆さんが少し、もう少しアンテナをきちんとして、報告すべきことは報告すべきじゃないですか。今までもあった、過去にもいろんなそういう問題で。

ですから、今さらもう仕方ないんですけれども、実際のところ、今後はやっぱりそういう

ようなことについては、事前に議会に報告をしていただきたいということをまず申し上げる。

それから、実際いつからそれは改定、今度2020年度からなるのか、もう既にしてしまっているのか、よく分かりませんが、実際にいつからそういうふうになったんですか。

○総務課長 戸谷政司君

今回の嘱託員さんの報償金の改定につきましては、来年度、令和2年度の4月1日から変わるというようなところでございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、82ページから115ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、116ページから137ページまでの質疑を受けます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

129ページの葬祭関係で、斎苑管理費でご質問させていただくんですけども、先ほどの全員協議会でも説明があったと思います。本町の火葬場の件でございますけれども、今年もまたいろいろ検討させていただくという話で終わっておるんですけども、いつまでこの検討が続くか知りませんが、もういいかげんに方向性をきちっと決めていただかないと、皆さん心配をされておる。何回も僕言っておるんですけども、今回またそういう会議を持たれるということですけども、そのときの町としてどこまで腹をくくっていただけるのか、大体その辺の今後の腹積もりをきちっとお答えをいただくとありがたいなと思いますけれども、どなたか。

○副町長 河瀬広幸君

黒川議員から火葬場の関係でご質問をいただきました。この件に関しましては、既にいろいろと試行錯誤でやってまいりまして、ここ2年ほど専門分野を立ち上げて、この斎苑等の運営協議会でいろいろもんでいただき、一定の方向性を出したということが報告してございます。そして、今年度はその報告を基に、各関係者のほうへ説明に入るというような方針で持っておりました。

そして、まず第一番最初には、やっぱりいろいろと今まで事情がございますので、その関係者に対して、まずは私も含めて接見をさせていただきました。いろいろ意見交換をする中で、町の方針としてはほぼほぼそういう方向に考えているということの、まず確認をさせていただきました。

(「どういう方向なの」の声あり)

それは、今現在は舟入斎苑と本町斎苑2か所ありますが、将来的には舟入斎苑の一本化と

いうことで、大体町の方針としてはそういう方向にあるということをお伝えし、その中で意見交換させていただきました。確かに長い歴史がございますので、聞いてすぐそこがいいですということではございません。ただ、言っておられたのは、内容については理解をされましたということをコメントいただきました。ただ、それはいい、悪いではなくて、今後は私どもも含めてしっかりとしたそれを取り巻く環境の整備も含めた提案をさせていただき、前へ進めていくというような話であります。

令和2年度のほうは、再度、その方たちとお話をしつつ、今度は地域の方たちにこの方針を説明し、その中で合意形成を図りつつ進めていきたいというように今考えてございます。やっぱり意見を聞きますと、既に時の経過とともに、気持ちの中ではそういうことがあり得ることは思ってみえるわけではありますが、なかなかやっぱり、すぐ我々が行ったとたんに、ああそれはオーケーというようにはなりませんので、やっぱりしっかりとじっくりとしつつ、かといって時間もかけてはなかなか難しいこともありますので、可及的速やかに方向性を決め、あとは実現に向け、私どもの財政計画を踏まえた上での年間計画を立てて一本化に向けて進めていきたいと、そんな状況にありますので、まず令和2年度は各地域のほうに説明に入りたいと、そんなことを思っております。

○8番 黒川勝好君

地域の人々の承諾と言われるんだけど、そんなものは昨日、今日の話じゃないわけでしょう。もう本当にびしっと、この令和2年、今日、新年度予算をやっておるわけですから、本町はもうこれで令和2年いっぱい切ると、それで舟入一本にすると、それぐらいの決断はしてもらわないと、これは困るんじゃないですか。いつまでも同じことです、今の話だって。だって、今からまた周辺の地域の皆さんの意見、こんなことをいつから言っているんですか。もうあかんです、そんな話をしておったら。やっぱりきちっと決断してもらわないと。一つずつやっぱり問題は解決していつてもらわないと、先延ばしですとあかんです。前回の一般質問でもないですけども東郊線とか、蟹江町はいろいろ問題があるじゃないですか。それを一つ一つ、町長はもう長いんですから。3期、4期やってみえるわけですから、やっぱり首長の責任としてきちっと一つずつ解決をしていつてもらわないと、我々も、僕も長いものですから、議員をやって長いものですから、もう二十何年やっておるんですから、本当に歯がゆいんです。こういう問題がいつまでもずるずるしておるのは。僕らはやめよう、つぶせ、なくせ、そういう話でやってきておるわけだから、いいですよ、存続するなら存続するで、それはそれでいいものですから、どっちかやっぱり一つずつ片をつけていつてもらわないと、横江町長もいつまでも町長をやっておるわけではないと思うものですから、まだいいですよ、2期も3期もやってもいいですけども、やっぱり町長というのも4年一区切りです。1期4年という一区切りで退職金も頂くわけですから、やっぱり一つずつ物事けじめをつけていかないといけないと僕は思うんです。我々はいつまでも選挙をやって、選挙

で勝てばこうやってここにおらしてもらおうのでいいですけども、やっぱり町長というのは1期1期退職金というのが出ておるわけでしょう。区切りなんです。だからやっぱり区切りで、4年で何をやったか、何をけじめをつけたかという、やっぱりそういうご褒美なものですから、ご褒美を頂くに当たってはやっぱりきちとした解決方法を出してもらわないと、議会からこうやって何回も出ておるわけですから。出してもらわないと僕はいかんと思うんですが、町長、どうですか。

○町長 横江淳一君

叱咤激励いただきましてありがとうございます。4期一区切りの町長であります。議員さんも4期一区切りだというふうに私は思っておりますので、立場は多分一緒だと思います。二元代表制のもと、町民のために働くのは、我々理事者側そして議員側だというふうに私も思っている、そういうことを言いたかったというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

火葬場の件につきましては、十分理解をさせていただいております。決して先延ばしにしているわけじゃなくて、少しずつ話は進んでおります。ただ、先ほど言いましたように地域の皆様方のやっぱりコンセンサスを得るということが一番大切です、地域の議員さんにも大変今お力添えを頂いているわけでございます。老朽化の激しい本町火葬場におきましても、過日、皆様方にご無理を言いました父親の葬儀のときも、身内からはいろんな話が出ておったのも事実であります。しかしながら、築63年以上たっている本町火葬場、新しいといっても30年以上たっている舟入火葬場、両方ともやめてしまえというような意見もあったわけがあります。それも事実、我々も真摯に受け止めております。ただ、蟹江町の今後のことを考えますと、まず自前でやっぱりしっかりやっていくべきだろう、そのことについては、火葬場の運営協議会、そして今、専門部会、副町長が言いましたように専門部会を立ち上げて地域の皆さんの意見を今も積極的に聞いてございます。

いつこれを結論を出すかということは、今のこの場ではなかなか言えない、材料を持ってございません。しかしながら、以前よりもはるかに話が進んだということだけをここでお話をさせていただきたいというふうに思っております。できるだけ早いところ、スピーディーに、黒川議員の言われるような結果が出るように頑張っけてやっけてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで住民課長、政策推進課長、安心安全課長、環境課長、子ども課長、会計管理者の退席と給食センター所長、生涯学習課長、水道課長、消防本部総務課長の入場を許可いたします。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

(午前10時21分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 安藤洋一君

続いて、5款農林水産業費、138ページから145ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、146ページから153ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

149ページの一番下の欄、地方創生推進交付金事業で移住起業就業支援、そしてその下が首都圏人材確保支援事業費補助金、これですけれども、100万円ということで、就業とか起業の後押しにこんな程度の金額で大丈夫なんですか。どういうことを、もう一遍しっかり聞いておきたいんですけれども、どういう支援をされるの。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

首都圏人材確保人材支援事業費補助金でございますが、東京都23区からこちら愛知県のほうへ戻られた方の引っ越しだとか、移住に関します経費に対する補助金ということで、こちらのほう国と県と町とで補助金を出すものでございまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というところで、町としましては、実際のところは25万円の支出というところでございますが、今のところ、近隣市町村でも担当者会議がございまして、お聞きをしましたところ、県下のところでは今のところ1件もないというところのことは聞いてございます。ですので、若干23区のほうで5年以上勤めてみえたというようなものの縛りもございまして、戻られまして愛知県のほうでも登録された企業で勤めていただくというようなものでございまして、ちょっと縛りのほうがきつくなっておりまして、今のところ利用者がいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。なかなか本当に使いにくいものだと思っておりますので、一応上げておかないといけないの、こんな使いにくい、誰も使わない、ほかに回せないのかなと。中で流用はできるんでしょう、また商工会とかに、多方面に、こういうのは。

そういうことで、いろいろ考えてやってみてください。もうちょっと、そんな縛りの強いものは難しいというのがありますよね。案外分からないもので、よろしく願い申し上げます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

149ページの真ん中辺にございます空き店舗活性化補助金、昨年120万円についておったものが減らされておまして、今回80万円と。それからもうちょっと下のげんき商店街推進事業費補助金、これ昨年県の補助で400万円頂いておったのが360万円、その下の商工会活性化育成費補助金、これ200万円が100万円になっております。特にこの商工会の活性化育成補助金、半分にされたわけですがけれども、ご承知のとおりこのコロナとかいろんな今の経済、非常に厳しい状況になっておる新年度になると思うんですね。それなのに、つくられたときはまだコロナ云々と言われていなかったのだからかもしれませんけれども、こういう状況じゃなしにしたって、半分になるというのは、ちょっと僕ら商工会に携わる人間として腹立たしいわけです。本当にお店屋さん、蟹江町の町内のお店屋さん、本当に商工会に入ってみえる方はだんだん減っていっています。後継者が見当たらないという方もおみえですし、私一代で店を閉めなければいかんと、だんだん疲弊しておる中で、こういう補助をする金額がぼっさりと削られるということは、非常に我々が見ておっても寂しい限りなんですね。何で今回このように減ったのか、その理由をひとつ教えていただきたい。

その代わりに153ページの町の観光協会補助金は1,100万円だったものが1,500万円になっておる。これが帳尻合わせでこっちへ持っていったといえればそれまでのことですがけれども、今のこの前の149ページの3つ、明らかに減らされておるこの理由をお聞かせください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

商工会の補助金の減額につきましての3つの件についてご答弁をさせていただきます。

活性化店舗の補助金につきましては、こちら6年補助金を出させていたおまして、3年までは5万円の12カ月で60万円を支払ってございます。その後、年を重ねるごとに金額が減っていきますので、その分、空き店舗を使ったお店のほうが年数が過ぎて少なくなってきましたので、減額をしたというような状況でございます。

続きまして、げんき商店街推進費補助金でございますが、こちら、昨年、議員がおっしゃるように400万円ございました。しかし、商工会からの申請、来年度げんき事業補助金につきまして、どういった事業でどういったことをやるんだ、どういった金額がどれだけの金額が必要だということのものでございますが、そちらのほうが商工会のほうで精査をした結果、向こうのほうからの申請につきまして、総額が360万円の事業でやるんだというところでの補助金申請がございましたので、こちらのほうの事業費も360万円というものでございます。

あと、最後の商工会の活性化の育成費補助金でございますが、こちら昨年まで200万円の補助金を使っておりました。以前はヨシヅヤさんの中にお店が入っておまして、ヨシヅヤの中のいろんなイベントに対しても商工会に入ってみえますので補助金がついてござい

たが、ここ2年、3年、ヨシヅヤさんがなくなってから、活性化の補助金につきまして利用の金額が少なくなっております。昨年ですと50万円を確か切ったような金額になっておりましたので、200万円は当然ここ2、3年は使っておりませんので、減らさせていただいて100万円という金額にさせていただいたというのが現状でございます。

以上でございます。

（「観光協会の」の声あり）

観光協会の補助金につきまして、今回、議会にも上げさせていただいております祭人（さいと）のほうに、観光協会のほうの事務所を、2階の多目的室のほうに事務所を入りたいというところの計画をさせていただきます。そちらのほうの事務移転費というところで……。

すみません。観光協会が独立をしますよというところで、向こうのほうへ事務所へ行きますと、当然、事務所を設置するに当たりまして、当初のコスト、初期費用が必要になってきます。そちらにつきましては、公用車であったり、またパソコンであったり、事務用の資機材であったりといったところが必要になってきます。そちらのほうは約200万円と、あとランニングコストとしまして、こちらのほうはコピー機の保守点検料であったり、リース料であったり、あとパソコンであったり、電話の回線料であったりといったところが40万円ほど必要になってきてまして、大体向こうのほうの事務所へ移ることによりまして、事務所を移すことによって、約250万円ほどの経費が要りますというところと、あと今、観光協会事務局のほうには1人専任でございます。ふるさと振興課のほうで事務補助等やっておりますが、観光協会、祭人（さいと）のほうへ入ることによりまして、向こうのほうで新たな人材を確保する、雇用するところの人材費を含めまして、400万円を増やさせていただいて1,500万円というような金額を上げさせていただいております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

観光協会につきましてはよく分かりました。今、担当から説明があったとおり、商工会の要望がそれだけ膨らんでいないから予算的にもこれだけ削って、削ったわけじゃない、だから要求がこれだけしか出されておらんということは、やっぱり本当に大変なことになっておるわけなんですよ、蟹江町内のお店屋さんをやってみえる方は、商売をやってみえる方は本当に大変なことになっておるわけなんですよ。それだけ商工会に要望がないわけです。本当に大変ですよ、令和2年度は。蟹江町も120億円という最高の予算を組んだわけですけども、入ってくるめどがあるからこういう予算が立てられたと思うんですけども、年度末になると決算をやらなければならないけれども、大変なことになると思うんです。商工会も数字で出てきているわけです。町内の皆さん、本当に厳しい現実が今年は待ち受けておるといふ腹をくくって我々もやっていかなければいけない、そういう気持ちでいっぱいあります。

そういうことで、商工会費が削られておるのは要望がなかったということで理解を、商工

会の局長にも、もっとしっかり要望を出せということを言っていきたいと思います。

結構です、以上で。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、154ページから179ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

2点ほどお願いします。9番 中村です。

169ページですが、ページの真ん中のほうにブロック塀の撤去費補助金ということで100万円上がっております。第1点ですが、これは地震があって、それでブロック塀が危険だということで、撤去の補助金を出すというふうで、にわかに制度として入ってきたものだったんですが、実際のところ、補助金の金額も少ないものですから、どの程度の利用があって、どの程度見込んで、見込んで100万円だから1件9万円だったら10件しかないわけですけれども、消化できるのかどうか分かりませんが、実情について説明をまずお願いします。

それから、次の171ページですけれども、都市下水路の整備事業というところでお聞きします。

昨年いろいろこの下水路の汚れについて質問をさせていただいたところですが、昨年の都市下水路整備事業の中では、都市下水路設計委託業務として500万円、ある一定の下水路の整備にやるということでご説明がありましたが、今年は下水路の整備についてどのように予定をしているのか、中身についてお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

それでは、ブロック塀の補助についてご説明をさせていただきます。

この補助金制度は、1件上限が10万円、掛ける10件ということで100万円の予算を計上してございまして、今年度の実績としましては1件の補助がございました。

以上でございます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

都市下水路設計委託業務、令和2年度800万円、今年度につきましては、当該排水路地の現況測量を行っております。その結果、測量に基づいて必要な水路整備の工事の設計を令和2年度に入っていきたいというふうに考えております。

なお、地域の町内会の方だとか、隣接されてみえる地権者の方だとか、またご相談をさせていただいて、有効的な水路の工事の設計を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ブロック塀につきまして、最初にご提案いただいたときも10万円というのは安過ぎるとい

うか、10万円でやる人がいるのかみたいな話も当時出たかと思うんですが、結局、1件やっ
てもらって、今度また100万円とって、金額は少ないんですけども、この補助金の効果と
いうのをどう捉えるかという話なんですけど、危険箇所が何か所あって、やってもらいた
いところがどれぐらいあって、それでそれをしてもらうためにどうするかという話になっ
ているのか、どうなのか。補助金の効果に疑問があるんですね。もし効果なければやめれば
いいし、効果をどういうふうにやっているのか、宣伝をどういうふうにやっているのか知
りませんが、何の効果もない、1件やっただけで。全体的な効果を上げるためにどう
すればいいのかというところで、少しお考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、下水路のことですが、昨年、特に私が、名指しして申し訳ないけれども、町長
のうちのそばの特定下水路について、どうなっているんだということで質問させていただ
いて、そこは今年度は500万円の予算で下水路の設計委託業務で設計をやりましたとい
うことで話があったんですけども、そうすると今年度はこの水路については、具体的にど
ういう方法でやるかということを決めて、着手ができるのかどうなのか、その辺につい
てお伺いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ブロック塀の補助についての見通しですが、現在は通学路を重点的にして今やってお
るんですが、今年度から愛知県の建築主事と一緒に、町内をブロック別に、町域全域を
今パトロールしております。その結果を踏まえまして、危険性のあるものについては
随時、啓発活動等に努めまして、補助制度について周知をしていきたいと考えてござ
いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ご質問にお答えをさせていただきます。

都市下水路の設計委託の関係でございますが、今年度用地測量、それから次年度、
令和2年度につきましては、地域の町内会と地域の方、町内会の方ともお話し合
いをさせていただいて、有効な水路の整備ということになるかと思
います。

工事着手につきましては、その手法に基づいて必要な、適切な時期に工事着
手ができればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ブロック塀もそうですけれども、事業効果が見込まれなければ、これも整理し
たり、いろいろなことを考えないといけないと思うし、効果がどこまで、何を
どこまでやれば、どれだけの数をやれば、必要数に応じてどれだけ何%ぐ
らいやれるとか、そういう計画のあるものでもないんですね。やっ
てもらうならやっただけのことであって、予算としては少ないん
ですけども、きちんと効果を精査しないと、予算を上げておいて1件や

ればそれでいいわみたいなことでも、ちょっと問題かなと。本当に危険箇所があるのであれば、積極的に10万円と言わずに、何か所かにはお金を出して直してもらいなら直す、撤去してもらいなら撤去してもらおうというふうに、生きることをやらないといけないと思うんですね。地震のときに小学生がブロック塀で倒れて亡くなってしまったので、これはいけないといって全国にそれを号令がかかって、ブロック塀やりましょう、取り組みましょうと言ったけれども、結果、何なのみたいな話になっているので、本当に必要で危険な箇所は、もし認定していたとするなら、10万円とは言わず、そこはそこでやってもらって、1カ所でも2カ所でも安全なところにしていくということが大事かなと思うので、その辺のところをしっかりと取り組みを考えないと、必要なればもうやめればいいのかというようなこともありますので、考えてもらいたいなと、そういうふうに思います。

それから、次長が答弁していただきましたけれども、ここの水路の着手の予定、どういう形でどう着手するのかということについて、そのプロセスを持っていれば、それを言っていただきたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まだ今回の用地測量に基づいて水路の幅員等が明確になるかと思います。それと、あの地域に流れる雨水、水量を計算をして、必要な水路を確保する。水路用地内の中で水路の流量、そういうものを計算をし、適切なところで工事着手になるというふうに考えてございます。現時点で何年度に工事着手を行っていくということでは、明確ではないんですが、地域とお話し合いをさせていただいて、あの水路用地を改修、どのように改修していくか、改修方法によっては距離が210メートルと長うございますので、単年度でできるものと、あるいは複数年でできるものというふうになるかとは思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

土木の全般のことでちょっと質問させていただくんですけども、先日、近鉄蟹江駅の地下道のところ、地下道に下りていくところでタイルが5枚ぐらい剥がれておったわけですね。それで、僕もちょっと知り合いの方が言ってくれたものですから見に行ったら、確かに4、5枚タイルが剥がれておったんですね。土木のほうへ行くと、聞いておりますと。聞いておりますはいいいんですけども、分からんですよね、普通の人には、いつ剥がれたか。僕が聞いたときに、あくる日に行って、剥がれておったけれども、4、5日前からどうも剥がれておったらしいです。だけど、何の対応もしないものですから、いつ剥がれたかも分からない。あの程度の破損ならば、土木のほうでどなたかそういう、ちょっとできる人がおれば、削ってうまくやれると思うんですけども、業者に頼まなければいかんということで、結構な時間がかかっている。2週間、3週間ぐらいかかったと思うんです、修復されるのに。

もっと前の話だと、それも地域の方に聞いた話ですけれども、地下道、これも地下道なんですけれども、Uの字になっておるものですから、ぱっと見たときに死角が、地下道は結構死角があるんですね、中に入ってしまうと。そこに反射鏡みたいなものをつけていただくと、上から見て死角になるところが鏡で見えるからちょっとつけてほしいよと。そんなこと簡単だろうなと思っていくと、これは県が管轄だ、結局、1年も2年もたつ。

ひと昔前、すぐやる課という、役所の中で、蟹江町は別として、よそでテレビでいろいろ話題になったことがあったんですよ。難しいのはできないですよ。難しい仕事はできないですけれども、今の僕が見て、地下道のタイルが5、6枚剥がれておったぐらい、素人でもちょっと分かる人ならすぐやれるかなと思うような仕事でも、業者に任せて2週間、3週間、1カ月ぐらいかかってしまう。そういう仕事になってしまう。また、大きなお金を払わなければいかんわけです。だったら、職員採用のとき、そういうそれなりのちょっとできるような方、そういう人を採用するとか、シルバーにも多分そういう方がみえると思うんだけど、なぜそういう方を利用できないのかなというふうなことを疑問に思ったものですから、ちょっとお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、近鉄蟹江駅のところの地下道のタイルの破損につきましてお答えをさせていただきます。

まず、タイル破損の工事完了といたしますか、修繕に日数等を要しましたことは深くおわびを申し上げます。ただ、タイルを破損しておるところで、ボンドを持って行って張りつけるというレベルではなかったものですから、あそこをサンダーではつって平らにして、それから張りつけるということになりますと、通路敷の中でそういうサンダーを持ってはつるということになりますと、砂煙というのか、ほこりが立つということで、今、近鉄のほうともお話をさせていただいて、年度内で通路を通行止めを事前予告をさせていただいて、通行の方にご迷惑のかからないように、煙等、ほこり等でご迷惑かからないように通行止めを手配をして、近鉄とも近鉄蟹江駅の駅員さんとも話をしながら、今年度内にタイルの修繕を行うというふうに手配をしてございます。

それから、あと地下通路のカーブミラーの関係でございますが、やはり中央道の地下道でのカーブミラーの設置でございましてけれども、これがやっぱり県の管理地ということで、なかなか思うようにつけていただけないというのが現状でございます。ただ、早期につけていただけるように県のほうにも要望していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

だからそんなに大ごとにしなればいかん問題ですか。今のミラーをつけてもらう話でも、なぜあそこにすぐつけられないのか。それは県の言い分があるかもしれないけれども、一生

懸命県に対応していただいておりますよ。だけど、子供の安全がかかっておるわけじゃないですか。もう1年以上だと思えます。見守り隊の方がわざわざ写真を撮って、ここ死角になるので怖い、危ないで、何か分かるようにつけてやってくれ、そんな普通につけるだけの話。何か大ごとの話。今の近鉄の地下道の話でも、とりあえずあそこは終わっておるんでしょう。応急的にやっただけ。何か入れないようにとめて、確かにサンダーを使えば煙というか、何か飛ぶからいかんかもしれん。一時的にとめなければいかんかもしれないけれども、そんな大ごとの話ですか。やっぱりその程度だと思えますよ。その程度の話はもっと迅速に、1日でやれる仕事だと僕は思っておりますよ。

やっぱり、皆さん、心配だから、我々議員皆さん、お話を聞いてみえると思うけれども、皆さん心配なので話をしてくれておるわけ。僕らもお話をしにいくわけ。そのときに、すぐやっていないと、やっぱり不信感を持たれるわけ、皆さん。ですから、本当にこういうものをもうちょっと迅速に対応できる、そんなに難しい話じゃないと思えますよ。

ミラーの話だって、県が穴を開けていかんなら、穴を開けない方法だってあるじゃないですか。強力なボンドがある。あそこで、ちょっと見える、この死角を見たいんですよ、上からぴっと。死角が、誰かおらへんか、おるぞ、嫌だから、怖いからということで、行ってみる。ちょっと置くだけ、つけるだけじゃないですか。県が置かないと言ってもつけてあげればいいじゃないですか。そのぐらいやらないと、もう今、駄目ですよ。1年も2年もほったらかしは。県が取りにくれば取ればいい。取ったら、こっちが今度言ってやればいい。あんたたちがつけてこっちがつけた。そのぐらいやらないと、県がやれんからといって、じゃ、子供が何かあったら、あんたたち、面倒見てくれるのかと、それぐらいついたらいいじゃないですか。ちょっと対応がまずい。

これだけじゃない、まだいっぱいあると思えますよ。いっぱいあると思うから、とりあえず本当に、令和2年、令和になったんですから、もうちょっとスピーディーな、対応がもっと早く動けるような、そういう対応をつくって、県なら県が言ってきてもいいじゃないですか。あんたらが遅いのでやったと、それで事は済むじゃないですか。いかんですか。どうですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

何といたしましょうか、県管理の施設のところで町がボンドで勝手につけるということもなかなかできかねるところもございますので、子供たちの安全ということで、県のほうにはまた要望のほうをさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

161ページの近鉄東郊線踏切改修工事負担金なんですが、元年度の予算は1,300万円ですが今年度は800万円、マイナス500万円、800万円という予算が計上されておりますが、どのようなこ

と、工事内容なんですけど、どうして、どのような内容で、今年度マイナスになった要因とかあると思うんですけど、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、工事内容でございますが、踏切内の、今ですと鉄道敷の中が歩道のところでコンクリートの板が入っているかと思えます。それを今後、硬質ゴム、駅構内のところで踏切、遮断機を通るところに硬質ゴム、黒いゴムで敷いてあるかと思うんですけども、ああいった硬質ゴムで踏切内の振動を和らげるという形の工事でございます。

それと、工事のスタートが令和元年度、今年度からスタートしまして、蟹江中学校の踏切と4路線ございまして、1路線が、当初は近鉄のほうから、工事調査の町の負担金といたしまして1本1,500万円ぐらいが必要になりますよということで、工事見込として金額をいただいております。その関係で今年度は1,500万円、令和元年度は1,500万円の予算を計上させていただきました。今年度の工事の実績に基づいて、約800万円で工事が完了すると。近鉄も半分、町も半分ということで、町の負担額が約800万円ぐらいに減額されるということでの情報をいただきましたので、令和2年度につきましては800万円の予算計上をさせていただいております。

○11番 吉田正昭君

実は近鉄が全部負担するのか、するんじゃないかなと思ったもので、何で町のほうが負担するのかと思ったんですが。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

近鉄の踏切改良での近鉄、それから町の負担割合というのが50%ずつ負担をするという覚書が以前に締結されておりますので、それに基づいての負担でございます。

○11番 吉田正昭君

近鉄はよく分かったんですが、JRの踏切ありますよね、東郊線の。あそこの例えばいろいろ工事、今のところ進んでいないので、そのまま狭いまななんですけど、もし工事をされたり、現況改修したりする場合の負担割合とか、そういうものは取り決めてあるんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

JRの蟹江駅の東郊線のほうでございますけれども、そういった踏切改良における負担割合の覚書等につきましては、締結しておりません。JR、以前から開通したところでの費用負担というのは、起因者における負担というふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、180ページから189ページまでの質疑を受けます。

○8番 黒川勝好君

189ページの下のところでありますけれども、負担金の消火栓の設置事業負担金とその下の修繕事業負担金ですけれども、今回、前年度に比べますと結構増えておるわけですね。水利不足、消防の水利の不足している地区への消火栓等の設置と書いてありますけれども、前年度が225万円であったものが今回600万円、下のほうが75万円であったものが200万円ということで、結構な数字になっているんですけれども、相当不足をしておるわけですか。どういう状況ですか。

○消防本部総務課長 黒川康治君

ただいま黒川議員の質問に対してお答えいたします。

消火栓1基を敷設するには40万円ほど費用を要します。それで、今まで修理してきた支払いが不足して未払いであったことが450万円ほどありまして、また重要施設等の基幹道路の耐震化の予定をしております、それに伴い消火栓の移設等が生じます。そういったもろもろの移設、修繕等が増えまして、このような予算計上とさせていただきました。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今、未払いが450万円ぐらい、これはどういうことですか。

○消防本部総務課長 黒川康治君

これにつきましては、水道部の水道課のほうと申し合わせによりまして、工事をしたときに水道課のほうで一旦お支払いをしていただいておりますが、消火栓の数が増えてきますと、修繕の数が増えてきますと、予算を超えて修繕することがたびたびありまして、その未払分が2、3年で450万円ほどになったということでございます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、190ページから249ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

191ページの全国大会等出場選手奨励金ですけれども、昨年9月の決算のときに、ここに關して、現状、小学生、中学生対象になっておりますので、できれば大人まで範囲を広げていただきたいというような要望をしました。町長のほうからも、スポーツの大切さ、長寿社会に向かっていく中でスポーツの大切さを鑑み、ばらまきにはならないように慎重に考えながら、でも近隣市町村も大人まで対象になっているので、前向きに検討したいというようなお話があったんですけれども、この3万5,000円、昨年と同じ金額になっております。その点で、まだ大人までは対象にはせず、まだ小学生、中学生を基本的には対象にしているということで、大人まではまだ検討していないのかどうか、お聞かせください。

○生涯学習課長 松井督人君

ただいま飯田議員からのご質問でございますが、当町の場合ですと表彰条例にのっとったものについて、それからその下に設けてございます子供を対象としたもの、二本立てでの表彰になっておりますので、いただいておりますところについては、すみませんが、まだちょっと検討ができていないという状況で本年度の予算計上となっております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

たしか要綱で小学生、中学生というふうになっていたと思いますので、要綱の改定は多分簡単、簡単というところであれですけれども、議会の手続きを踏まなくてもできるかなというふうに思っておりますので、町長、どうですか、今、担当課はまだ検討していないというようなお話でしたけれども、その後、どうですか、半年たってどのようなお考えになっているか、お聞かせください。

○町長 横江淳一君

決して検討していなかったというわけではないんですけれども、全国大会に出場される、全国大会の考え方というのか、これが本当に少人数だけで限られた団体しかやっていない、これを全部対象にしたらいいのかだとか、そういうことは論議はしました。結論に至っていません。ただ、小学生、中学生で、本当に蟹江町で、ひよっとしたらオリンピックにも出られるような、そんな逸材が眠っている場合もあるし、現実的につい最近もゴルフの関係の小学生がある雑誌に載りました。そういうことも含めて、大人も確かにそうでありましようけれども、子供さんたちにまず力を入れてみようかということで、ずっとこれをやってきたわけでありますので、決して検討していないわけではありません。

かつて全国大会に出ておるのに何のあれもないと言ってみえた方も実はあるんですけれども、それは先ほど申し上げましたとおり、本当に限られた地域で限られた方がやっている大会、これをどうするか、全国大会、どこまで見るかという統一性が図られていなかったということがございますので、しっかりと考えてやってまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

195ページの英語検定料の補助金ということについてお伺いしたいんですけれども、これは前年度の予算に比べると半分になっているわけですが、これが前年度、今年度ですけれども、どのような状況だったのか、受験しようとする人が少ないのか、それとも人数的にはいるけれども、これを利用する子がいないのか、実情、どうなのかということをもまず1つお願ひします。

それから、もう一つは、249ページなんですけど、私立高等学校等授業料補助金というのが

あります。この制度は、もう30年くらい前に制度をつくりました。つくったときのことも覚えてはいるんですけども、金額を幾らにしようというようなことまで相談した記憶がありませんので、もうこの制度が生まれて30年ぐらいはたっていると思います。それで、私学の置かれている状況というのが変わってきていると思うんですよね。公立のほうもほとんど無償に近い状況になり、私学にもかなりの国の助成が入っているというような形になってきていて、30年前にこの制度をつくったときの状況と、今、状況が変わっているんじゃないかと思うんですよ。年間1万円を父兄にもらってもらうというような形ですけども、この制度の役割は終わったんじゃないかというふうに私はここ数年考えているんですが、これは今、急に言われても制度そのもののことなので答弁は難しいかもしれませんが、こういう制度をやるについては、一定の事務料もかかったり、いろんなことがかかるわけで、制度としての役割は私は終わっているんじゃないかというふうに思うんですが、その辺ちょっと感想があったらお聞かせをいただきたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

2ついただきましたので、まず1つ目、英語検定料補助金についてお答えさせていただきます。

昨年度の予算としましては、定額1人2,000円を200名で40万円組ませていただきましたが、実績のほうは約30名ほどの利用にとどまりました。やはり中学校3年生が一番多かったんですけども。というような実績を踏まえまして、今年度は少し、100名分ということで下げさせていただきました。周知等、広報、それからホームページ等でもさせていただいたところですが、少しPRも足りないところもあったかもしれませんので、そこら辺はまた検討しながら、新年度やっていきたいと思っています。

それから、私立高等学校の授業料の補助金につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり無償化のほうへ向けての制度が変わっているようなことがありますので、一度制度の存在意義というもの、おっしゃられたとおりちょっと検討していきたいと思っておりますので、新年度検討していきたいと思っています。

○教育長 石垣武雄君

私立学校のことでありますけれども、私もうろ覚えではありますけれども、30年前ですか、たしか4市2町1村、海部地区での話し合いの段階でそうしようと。今、ほかのところも一旦下げたところもあります、額を。6,000円とか8,000円とか、でも今、一律また1万円という状況であります。確かにご指摘のとおりでありますので、そのあたりについて、再度、4市2町1村のところでも共通理解を図りながら検討していきたいと思っています。

○9番 中村英子君

英語検定のほうは、見込みと実数がちょっとかけ離れたということの理由ですけども、周知徹底というか、そういうお話もあったんですけども、学校というところは制度が1つ

紹介されると、大体みんな分かりますので、学校というところでやっていますので、だからこの制度の見込みについて違うのは、ちょっとほかの理由も考えられるのではないかなと私は思うんですが、その辺をもう少し、ただ皆さんに知ってもらっていなかったという話ではなくて、使いにくいのか、必要ないのか、実際に検定を受けている人の全体の数と利用者との数の差というようなものについて、把握しているならそれを教えていただきたいと思います。

それから、今、教育長の答弁がありました。確かにこれをつくったときは、周りの市町村との話がありました。あるところは9,800円にするとか、何で9,800円か、1万円にしたらいいじゃないかというようなことで議論した記憶があります。それで、そういう横並び的な考え方もあったことも事実ですけれども、今言ったようにやめているところも、減額しているところももしかしたらあるかもしれませんが、ちょっとこれは本当に制度の必要性についてしっかり検討してもらって、役目を終えたのではないかなと私は思いますので、検討していただきたいと思います。

これは教育長の意見もさることながら、町長もこの補助制度について、今、私が急に役目を終わったのではないかとと言われても難しいかもしれませんが、ちょっとこの制度の効果ということを考えてみると、一緒になって考えてもらったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

30年前かどうか、ちょっと僕もよく分からないんですけれども、実際、毎年、陳情に要望におみえになられます。実際、我々としては公立高校との格差をできるだけ少なくしよう、これがあるから、今、無料化になりましたので、逆に言うと私立高校と公立高校との格差というのか、やっぱりそういう点がありますので、それがきちっと是正をされるような国の流れ、文科省の調整もしっかりやっていただけるべきではないのかと。それも含めて、今、教育長がお話をしたみたいに、4市2町1村の中で整合性をもってやってまいればいいのか、こんなことを思っています。お願いします。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田でございます。

どこのページというよりも、小学校の今のこれでコロナでもう1週間以上たちましたよね。それで、各学校の今の状況はどうなっているかと。それから、学童保育なんかの状況とか、例えば何人いて、どのくらいのあれがある、例えば補助員というのか、先生方のこのくらいつけていますという、何時から何時までやっていますというように、そういう本当は報告をいただきたいと思って、今はどうなっているのか。実際問題は、例えば新蟹江だと学童保育を一緒にやっているんですが、例えば何人ぐらいが来ていて、先生は何人ぐらいで、またこれぐらいの余力がありますとか、ここは満員で駄目ですとか、一番子どもが知りたい。ちょ

うど1週間以上がたっていますので、もしこれがここで簡単に答えることが難しいようでしたら、ペーパーで頂いても結構ですが、今の大体の現況だけをちょっとお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

今、ご質問をいただきました自主登校教室、学童保育についてはまたということで、こちらは学校のほうをちょっとお答えさせていただきたいと思います。

急な話で、大村知事さんの話を受けて、学校が保護者からご希望をとってということで、これは共働きとか、ひとり親の家庭のお子さんを中心として申し込みを受けたということがあります。実際に、最初に、県のほうから来ていたのが、学校の日課に合わせてですから、8時半から4時半までやっております。お弁当持ちと。ただし、それについて10時から、そういうような希望があれば10時から。それから、朝からお昼まででいいですよ、お弁当もつきませんと、それもオーケーなんです。保護者のそういうような希望を聞きながら、カードに書いて、そして学校の先生が把握していると。

実際に5日から始まりまして、先週の木、金、今週が今日、火曜日で、火曜日の集計はとっておりませんが、昨日の状況をちょっと実は持ってきておりますが、申込者数と実際に来ているとの数はちょっと違うんです。5校で申込者数が156人です、昨日の段階で。実際に来ているのは61人。おとといは50人、その前が70人と。申込者数も増えてはいますが、子供は70人、50人、61人という変化で、少ないところは4、5人、5、6人、多いところですと20人以上みえているというような状況であります。

当初のように監督ではありませんが、子供たちを、例えば図書室とか、あるいは特別教室ということで、実際に子供たちが来るとそういうような、例えば最初に図書館に行って本を持ってきたりなんかして、そして自分の勉強とか、本を読んだり、チャイムは鳴るようになっていきますので、放課をとりながら、そんなふうで今過ごしているところでありまして。大体そんなところを把握しておりますが、よろしいでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、学童保育の状況について、私のほうから答弁をさせていただきます。

私どものほうで、3月の平日のご利用のご希望ある方が213名と、春休みのご希望がある方135名ということで、おおよそ340名程度の方がいるんですけども、現実的に現時的に3分の2程度の方が今ご利用いただいているところがございます。さらに、その3分の1程度が早朝保育、7時半からの保育を利用されておまして、やはり共働き世帯の方につきましては、学童保育の受け入れがないとやっていけないのかなということは認識しているところがございます。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

特に、今、学童保育の話が出ていましたが、学童のスタッフの方は足りておるのでしょうか。それもちょっとお聞きしておきたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

休校の要請があってから、子どもも急遽、支援員の確保については奔走させていただいたところでございます。一旦は平日のみの受け入れで対応しておりましたけれども、3月9日、月曜日からは休期の方も全てご利用いただけるように、支援員の方を確保をさせていただいて、合計240名の方全て確保できる状況にはございます。支援員としては確保されている状況でございます。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

それでは、小学校も、それから今の学童保育のほうも、後で私、資料を頂きにあがりますので見せてください。よろしく願いいたします。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂。

195ページの学校ICT機器借上料と、それから予算関係資料の55ページ、いろいろ書いてあるんですけども、要は小・中学校にICTやタブレットを、令和5年度、子供たちに与えるということなんですけれども、このことについて、私もちょっと、我々議員、タブレット、これは3年ぐらいになるんですけども、なかなか本当に完全にと言ったらおかしいですけども、なかなか覚え切れないというような難しい面が多々あるんですけども、そういう意味においても、子供さんたちにタブレットを与えるということで、どんなような効果というのか、ちょっと分かる範囲で結構ですけども、タブレットを取り入れることによって、子供さんたちにどういう勉強、何かいい面というのか、当然あるから入れると思うんですけども、ちょっとそこら辺のところ分かる範囲でお聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば、学校のまず授業の中で使うのに、体育の授業なんかですと、自分たちがやっていることが分からないですよね。それを実際に動画で撮って、自分たちがどうしているのかとか、またあと、それが体育だとすると、教室のほうだと今まで書いていたものを書かなくて、それでぱっと撮ってとか、あと先生が子供たちに指示したものが、先生の手元でどういったものが、全部入ってくる、先生が一々子供たちの周りを回らなくても子供たちがどのようなことを書いている、回答しているのが分かるような形、そのようなところであります。今まで紙ベースであったものが省略されるとか、中にはそういう、見ることに對して、見るというより聞くことのほうが頭に入ってくるということであれば、そういうタブレットから音声

を拾うことによって自分のものにできるというような形です。まだ具体的にこれから始まることなので、こういう予定でいますということはまだ言えませんが、ここら辺のところが想定されるというところでもあります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

私もこの私立高等学校授業料補助金と英検のときの検定料の補助金についてちょっとお聞きしたいんですけども、私も高校3年生と中学校3年生の子供を持つ親として、特に上の子は私立高等学校に通っておりますので、公立との格差とかそういうものがあるかもしれない、そういうものがいろいろなくなってきたりとか、あったり、なくなったりということがあるかもしれないんですけども、教育費全般に関して言えば、例えば私立高等学校でも授業料以外にも施設管理費とか、そういったものもかかってきますので、そういう意味ではわずか1万円といえども大変ありがたいですし、私も今年ももらいに教育課に行っております。ですので、普通に高校生の子供がいる親としては、決して役割は終わっていないかと思っておりますけれども、ただ、授業料の補助金という名前ではおかしいかもしれないので、教育費、家計にかかる教育費という意味では本当にありがたい仕組みだと思います。ですので、名称等々含めて、またそういった意味では検討していただきたいというふうに思います。

英検の検定料に関してなんですけれども、大学入試の制度がまたちょっと変わりつつあるので、どうなっていくか分からないんですけども、一応こういった英検とかも受けてというような話が実際あったかと思っております。当然、高校生のうちの子供は英検を受けております。ですので、先ほど、なかなか実績が上がっていないということですので、もしあれでしたら中学生でなくて高校生まで対象にさせていただいてもいいのかなと、逆に、思いますし、またそういったことを先ほどホームページのことを質問しましたが、教育に力を入れているんだというのをまたそういうところでアピールしていただければ、町にとってもメリットあると思いますので、この英検の検定料の補助に関しましては、どうでしょうか、高校生にまで対象にするというのも一度ご検討いただきたいと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

最後に言われました高校生を対象ということは、ちょっと時間をかけて考えてみたいと思っておりますが、まずこのことにつきましては、本年度から始まったことでもあります。ちょうど飯田議員が提案をされて、そして各ほかの市町村の状況も見ながら、実際にどの程度に設定しようかという段階だったと思います。今回、人数が少なかったもので今回減額したということではありますが、その級の程度をもうちょっと上へ上げるとか、その前の段階にするということもあろうかというふうに思います。できるだけ、まだ始まったばかりですので、中学生を対象に、もう少し、そういう候補もありますけれども、もらえる権利ではありません

が、それもちょっと検討してみたいなど、今お話をお聞きして思っているところでもありますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

○8番 黒川勝好君

203ページの中段にあります選手の派遣補助金、211ページ、これも選手派遣補助金、これは小学校と中学校で出ておるわけですがけれども、小学校のほうが今回13万4,000円減で37万9,000円、ちょっと減ってしまったんですけれども、選手派遣ですけれども、部活というか、クラブによって対応がまちまちなように聞いておるんですけれども、何か基準があるんですか。この補助を出せる基準ですけれども、小・中学校で。ちょっとお願ひいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

要綱がございまして、そちらに従って補助させていただいているという状況です。基本的には、運動部が中心になると思うんですけれども、大会に移動でバスを使ったら幾らですよとか、バスに限らずタクシーも使わなければならなければ、そういったタクシー代も含めてというようなことになっていますので、一応要綱に従ってやらせていただいているという状況です。

○8番 黒川勝好君

その要綱を聞かせていただきましたけれども、細かい話になってくるかもしれませんがけれども、例えば正式な大会とか、練習試合みたいなものとか、そういうときでやっぱり補助金、車を出すとか、何かを使うとか、公共的なものを使わせてもらう補助金が出たり、自分で自転車で行ったり、その辺のきちとしたところがちょっと僕は知りたいんです。また、部活によっては、それは吹奏楽なんてどこか大会に行こうと思えばいっぱい道具があるものですから、そういうものを運んでいく手段が絶対必要だと思う。柔道とか、そういうものだと道着ぐらいか、だから部活によっていろいろあると思うんですけれども、だからこのクラブというか、そういう道具がいっぱいある吹奏楽とかそういうのは、多分いっぱい補助が必要になってくると思うんですけれども、補助を使わなくて済むようなクラブもあるし、その辺の境目をきちとしたものがあつたら教えていただきたい。

○教育長 石垣武雄君

まず基本は、そういう運動部でありますし、いろんな練習試合もありますし、近所でお邪魔して戦うものもあります。そして、一番は郡市大会といって、郡と市が合わさった大会、これは夏の前にあります。中学校のそういう大会であります。これが実は勝ち上がると、例えば西尾張とか、県大会とか行くものであります。基本はこれなんですね。基本はこれで考えているんですけれども、あと先ほど言われた吹奏楽は別枠ということでありました。もう一つは、事前に部活動の場合に、そういうものについては、これとはまた別だとは思いますが、部活動費ということで、例えば町のバスを使う場合もありますし、そういう普通のバスを使う場合もあります。これは学校の教頭先生と事務局が打ち合わせをしながら、

ですから、顧問によって、あの大会も行きたい、それは郡市でなかったら、三角になるのか、そんなことで考えておりますので、再度、そのあたりでなかなか、ちょっと説明はできにくいですが、その基本は、郡市の大会の上へつながる大会というようなものが基本であるということをお頭に置いておいてもらいたいと思います。

○8番 黒川勝好君

今、教育長が言われた、郡市大会以上、西尾張とか県大会、そういう場合はある程度補助を出して、補助が出るということだと思います。

そうすると、ほかの対外試合、練習試合とか、そういうときは出ない、個人で。例えば、小学校は結構範囲が狭くなるので補助も金額的には少ないと思うんですけども、中学校ぐらいになってくると、やっぱり近隣市町村で対外試合、そういうものが出てくるわけですね。そうすると、よく聞くのは自転車で走っていかなければいけないと、現場まで。道具は誰かの親御さんが車に乗せていっていただける場合もあるし、個人個人で持っていくということもあると思うんですけども、自転車で行くということになると、そういうのは保険とか、そういうものは学校で入っていただけるのか、個人で入るのか。何かあったとき、不測の事態が起きた場合、誰が責任を取るのかということがちょっと気になるんですけども、教育長、どうですか。

○教育長 石垣武雄君

おっしゃるとおり自転車の移動が結構、部活動、あります。それは今言った、そういう大会の、例えば名古屋に行くとか、そういうものではありませんので、そういう場合には、当然、引率者の責任のもとということもありますし、自転車に乗るときにはそれぞれ個人が保険ということもあります。ちょっと今、はっきりしていないんですけども、学校のそういう場合に保険がきく形になっているんじゃないかなとは思っているんですけども、そのあたりまた調べて、とりあえず、だけれども、何かあったときに安全についても配慮しているところではありますが。再度、そのあたりも各学校、特に中学校、一度確認をして、そしてもしそうで、いいと思うんですけども、そのあたりの配慮もできるように。ですから、子供たちだけで自転車で行けということは絶対ありません。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、250ページから253ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第21号「令和2年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

いつもとちょっと違いますけれども、議案第21号「令和2年度一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。

まず、今回、マイナンバー制度に伴う個人番号の科目が事業化計上されています。昨年度より大幅に計上されている点がございませぬ。このマイナンバー普及推進事業ですが、いつも申し上げるとおりセキュリティ上の問題が起きた場合の対処や、住民への苦情への対応を含め、市町村の事務負担の増加は避けられないと思ひます。市町村の負担が重い割に経済的な効果も見込めませぬ。マイナンバー制度は、個人情報本人の同意なしに広がってしまうリスクも高まります。このことから、マイナンバー制度自体に反対してあります。この事業については国の制度ですので、町の持ち出しがあるという点にもいささか疑問点が残ります。

これらが大きい要因ですけれども、今回、国保の令和2年度の一般会計予算でも7,000万円の法定外繰入れがしてあります。これが今後なくなってしまうと国保の引き上げがなると考えてあります。

今回、これらが大きい理由なんですけれども、子育て支援で18歳までの医療費無料化の拡充や給食費の補助を増やすなど、子育て支援の施策や高齢者の施策に応援の予算にないと判断をし、今回の令和2年度一般会計予算に反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

私は、令和2年度蟹江町一般会計予算について賛成の立場から討論申し上げます。

令和2年度蟹江町一般会計当初予算につきましては、前年度比11.2%増の総額119億2,227万7,000円を計上してあります。これは継続して実施しているJR蟹江駅の自由通路新設及び橋上駅舎事業が令和2年度最終局面であるということが主な原因であると。また、その他内容としまして、子育てを応援し、そして利便性を向上するための予算や、有意義な学校ICT利用活用環境整備のための予算、国土交通省に登録されました蟹江川かわまちづくり計画に基づく須成地区の蟹江川護岸と周辺の整備や観光産業人材育成プロジェクトなどの観光振興や地域活性化につながる予算など、どれも必要不可欠なものであると考へます。

よって、議案第21号「令和2年度蟹江町一般会計予算」についての賛成討論とさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第22号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは271ページから314ページです。

歳入、歳出ともに一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと歳入のほうでお伺いしたいと思います。

今回の国保なんですけれども、国民健康保険税、275ページにある上の段で給付費から後期高齢の支援、介護支援金とあって、特別徴収がありますよね、それぞれ。介護だけなぜか頭出しの1,000円になっていて、それがなぜかなと思います。

それと、今回新たに、先ほど一般会計でも制度自体反対ですと申し上げたとおり、社会保障と税の背番号制度システムの整備費補助金というのが今回205万8,000円あります。これについてお伺いしたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、板倉議員のご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、保険税の介護分の特別徴収分が頭出しで1ということで、1,000円ついてますという形なんですけれども、こちらにつきましては、昨年度、30年度の決算で1,477円でしたので、大体それで同額で1,000円を上げさせていただいております。

それから、もう一つのご質問のほうの社会保障税番号制度システムの整備の補助金でございますけれども、こちらのほうは、来年度の3月からオンライン確認が、資格確認が保険証でできますよということで、そちらの金額が改修費が大体500万円ぐらい計上させていただいているんですけれども、そのうち幾ら補助金がついてくるかというのがまだはっきり分かっていないものですから、大体半分の250万円程度を予算計上させていただいておるところになります。ですので、また1年度過ぎていく中で、大体、多分もう少しついてくるであろうという予想はあるんですけれども、今のところは半額で予算計上のほうをさせていただきました。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今の、要は来年の3月、マイナンバーカードに保険証がくっつくということが本格的に動

くということなんですけれども、そうした場合に税と社会保障と災害分野で利用していくということを当初、マイナンバーカードを言っていて、いまだに普及率もまだまだ悪い、10何%なのか。国家公務員や地方公務員は強制的にマイナンバーカードをつくれということも言われているみたいなんですけれども、そうなってくると国保にそれがついて保険証の代わりになるよということで、何が別にメリットが出てくるのか。今の保険証では駄目なのか。確かにマイナンバーカードで顔写真がついていて、あといろいろ使えるようになるみたいなんですけれども、それとどうして国保が連動させてしまうのか、その辺分かりましたらお願いしたい。

○保険医療課長 不破生美君

一番のメリットと言われているのは、保険証自体はなくならないんですね。ですので、保険証も持ちながらマイナンバーカードもありますよという状態が今後も出てくるわけですが、例えば保険証なしで医療機関にマイナンバーを持っていった場合に、医療機関のほうも全てが対応しているわけではないと思うんですけれども、3月から開始ということで徐々に、医療機関のほうもオンライン化に対応していく形になるかと思うんですけれども、保険証を持たずにマイナンバーカードを医療機関に持って行って受診したいよといった場合に、オンライン化でつながって、保険者、国保だけに限らず全ての保険者がオンライン化をするという予定ですので、例えばマイナンバーカードを持って行ったときに、医療機関のほうでオンラインで調べれば、この人はどこの保険に入っている方だよというのが、まずそこで分かります。例えば国保の方がマイナンバーカードを持っていったんだけど、実は先月までで国保は切れていましたよ。今月からは違う保険に入っていましたよなどという、そういう喪失だとか資格だというのが、結構頻繁に行われる方もありますので、そのたびに保険証が実はない状態なんだ、手元に届かない状態なんだということも生じる場合がございます。だけれども、それがあれば、オンラインで資格確認ができるものですから、病院さんのほうとしても。ですので、過誤とって、国保だと思っておったけれども、実は社会保険でしたよとかということで、後々、数か月たった後に過誤調整というのが、今ですと紙ベースとかデータベースでやってくるんですけれども、それがオンラインになることによって即日、この人はどの保険に入っているんだよということが分かるようになるというのが一番のメリットだと言われております。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第22号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

議案第22号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。

今回の国保のこの事業については、平成30年度からの県単位化になっている予算となっています。また、県単位化から2年が経過して、保険税率の見直しが行われ、特に算定方式の今まで所得割、資産割、平等割、均等割の4方式を令和6年度までに資産割をなくしていき、3方式にしていくということでもあります。その分を均等割、平等割、所得割に充てておるんですけども、この影響で、特に子供さんの多い世帯では引き上げられてしまっております。国がやらないことを応援するのが自治体の役割だと思います。国保の構造的問題を解決するためには、抜本的な追加の公費投入が必要で、国の予算措置を増額することや、県の補助金を復活されることを県、国に求めていくことがあります。

問題なのは、国民健康保険事業の新制度であり、県単位化についても反対でありますので、よって国民健康保険事業特別会計に反対をいたします。

以上です。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は、本案に対して賛成の立場から討論申し上げます。

令和2年度の国民健康保険特別会計予算については、先ほど課長からもお話しありましたように保険証のオンライン化に向けて、マイナンバーの利便性に向けても取り組むという予算も入っております。今後引き続き、生活習慣病の早期発見や重症化を未然に防ぐための特定健診等の受診の向上、また保険料の収納の向上も一層進めていただくことを含め、町民の皆さんの健康推進の財政健全化に努めていただきますよう強く要望を申し上げまして賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

(午後0時01分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第23号「令和2年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。
提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは319ページから329ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第23号「令和2年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第24号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは335ページから369ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

まず、歳入についてなんですけれども、338ページの介護保険料について、前年度と比較して8,383万4,000円、予算でも減額になっていて、歳出の面でも保険給付費で、これもマイナスになっているんです、2億600万円。これについて、介護がどのような状況でこんな結果になっているのか、予算的にどう捉えればいいのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまの令和2年度の予算編成についてお答えをさせていただきます。

令和2年度に限らず、この3か年の介護保険の事業計画におきましては、給付費の伸びを

見まして、例年これぐらいだろうという形で予算を編成させていただいたところでございますが、昨年30年度及び今年度の給付費等の伸びを見ますと、実際に私どもが立てました事業計画よりも伸び率が低かったということを考慮いたしまして、令和2年度に関しましては、今年度、令和元年度の伸びに基づき、極めて抑制した予算編成に努めさせていただいた結果でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、抑制した介護保険料になっているということで、そうなってくると次期8期目の介護保険算定が出てくると思うんですけども、それについて前回、第5段階で5,100円から5,500円に引き上げたんですけども、そうなってくると逆にもっと圧縮できてもいいのかなと思うんですけども、その点についてのお考えはどうでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

令和2年度に関しましては、前2年度の実績に基づいて予算を抑えさせていただいたものでございますが、大体今の介護給付費の伸びでいきますと、4%から5%毎年実績としては増えております。そういった実績を踏まえますと、今度第8期以降につきましては、現状のままですとというのが難しいかとは思っております。ただ、基金等の積み立てもございまして、そういったものを活用しながら介護保険料などのご負担を増やしつつも、極めて抑制したものに努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

確かに基金、介護保険料、前回決算のときにも僕も質問して、基金が大分たまって、ちょっと幾らだったか、僕も忘れてしまったんですけども、介護保険給付が増加していくということは分かるんですよ。それをもとに、この間、軽減のときの審議のときにでも話したとおりに、施設をつくらうとすると、やっぱりその給付にのっかってくる。その辺の問題も含めて、ぜひともこのような状況で保険料も下がって、給付も偶然見越して、令和2年度は下がったみたいなんだけれども、上がっていく可能性のほうが強いということで考えているということで、ぜひともその辺の基金も十分活用して対応していただくよう要望してお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第24号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第24号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

先ほども話したとおり第7期の保険料が改正されました。そして、65歳以上の方の保険料が基準で、先ほど申したように月400円引き上げられ、第1段階の第1号被保険者に対して高い保険料が年金からも天引きされています。また、年金がない方々も無収入の方でも40歳以上であれば保険料を払わなければならないという徴収をされているわけです。保険料が払えないと悲鳴が上がって、いざ、介護サービスを利用すると高い利用料、また一定所得がある人は2割、3割と負担が増えていきます。これでは安心して介護が受けられない、こういった状況になっていくのが今の介護保険制度であります。

また、介護予防、日常生活支援総合事業が始まっておりますが、この事業について要支援1、2の方に対して訪問サービス、通所サービスが町が行う総合事業に移行しております。多様な担い手として基準緩和型サービスやボランティア主体など、専門職以外に安上がりの拡大をしようとしており、利用者にとっても総合事業自体分かりにくい、こんなこともよく聞きます。

介護の重度化を防ぐことは介護を受けやすい状況に置くこと、また介護保険特別会計が膨張しないためには、予防や健康に関する事業は一般会計でしっかりと展開し、特別会計のスリム化を図るべきだと考えます。

よって、議案第24号に反対といたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成30年度から令和2年度の第7期介護保険事業計画期間の3年間の予算であります。令和2年度予算総額は、前年度と比較して約1億9,400万円の減額となっております。介護給付及び地域支援事業に係る一般会計からの繰入れが約500万円の増額となっております。歳出も保険給付費が約2億600万円の減額となっております。

サービスの適正化、介護予防に努めることで健全な事業運営をされることを要望し、賛成させていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第25号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは375ページから381ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第25号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 議案第26号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは387ページから405ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと全体に、保険料がどうのこうのは広域で決められておりますので、総括ということでちょっと確認したいんですけども、まず、先ほど介護でも聞いたんですけど、後期高齢者の歳入で後期高齢者の医療保険料、これを徴収しているわけなんですけれども、ここで前年度と比べてマイナスになっています。それでまた歳出のほうを見ると広域連合の納付金があるんですけども、これがプラスになっております。この辺についての違いをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

令和2年度の特別会計予算についてですけれども、保険料のほうのマイナス部分につきましては、実績に合わせましてこちらのほうは減額とさせていただきました。

それから、広域連合のほうの納付金につきましてですけれども、こちらのほうは負担金につきましては、広域連合のほうから示された額を計上させていただいているんですけれども、負担金につきましては3種類ございまして、療養給付費の負担金と保険料等負担金、それから事務費負担金という形で3種類に分かれてくるんですけれども、3本合わせまして増額になっているんですけれども、そのうち一番増額として多いのはやはり療養給付費の負担金ということで、こちらのほうがかなりのプラス部分を占めておるわけですが、こちらも前年度の療養給付費から推定して、蟹江町さんは大体このくらい納付してくださいよという形で示されてまいりますので、申しわけないですけれども、こちらは増額となったのは療養給付費の負担がちょっと大きいという形になってまいります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

納付金については、国保でも同じなんですけど、これだけ納めなさいというので来ますよね。実際の中身についてちょっとよく分かりにくいんですけれども、歳入で後期高齢者の医療保険料について、前年度の保険数から換算して若干マイナスになったということなんですけれども、そうなってくると後期高齢者の被保険者というのは減っていったということと判断すればいいのか、お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

被保険者数自体につきましては、増えております。若干ですけれども、例えば平成30年度末が4,717人でしたけれども、現在、一番最新のところですと4,795名ということで、大体1年間でも数十名ですけれども、80名ほど増えておるという形になっております。

保険料のほうは、こちらのほうが前年度につきましてはちょっと予算上大きく見積り過ぎておったというところがありましたので、現状に合わせた形ということにさせていただいております。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。4,795名ということで、毎年増えてくるというのが当たり前だと思うし、そうなってくると前年度予算のときに予算的にちょっと膨らんでしまったという予算で、それで解釈すればいいということだと思います。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、議案第26号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第10 議案第27号「令和2年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

今回、町長の施政方針の中でも上水道の施設の方針があったんですけども、これについてちょうど35ページにあると思うんですけども、工事請負費ということで1号配水池の改修工事ということで7,000万円、去年と比べて増えております。これが耐震も含めた工事費と考えればいいのか、お願いいたします。

あと、問題なのは、今回この予算でも県水の受水量が減っているんですよ。その立場からいくと、私も当初から申し上げているとおり、内部留保、今でも今回の予算でも10億円ちょっと超えたところがあります。このようなもとの、実際に県水の払うお金も減っているわけですから、実際にもうちょっと基本料の見直し等を含めた予算に考えられないのか、お願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、配水池1号という改修工事が予算に計上されております。配水池1号というのは、昭和49年に建設され、約45年経過しております。その際に一度だけ塗り替えをさせていただいております。平成18年に配水池の点検をさせていただきましたところ、劣化のほうが見受けられますので、今年度から塗装のほうの工事に入る計画でございます。ただ、重要なライフラインであり、安全性と耐久性、施工性を考慮して、若干普通の塗装よりも高額な金額となっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

また、県水の受水のほうでございますが、例年の節水の関係上、若干県水の使用料のほうは低い状態になっておりますが、これは2年ほど前に基本料のほうの改正、見直しをさせていただきまして、ルールというものがあまして、なかなかそれ以上上げることが難しい現状でございます。もう一度会議等の中でルールの見直しというのは発案されておりますので、

その辺を重点して、できるだけ抑えられる状態になるように提案していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、1号の配水池の塗り替えということで7,000万円、これタンクの塗装ですよ。ちょっと何か、先ほど答弁の中に結構高い金額だという答弁もあったんですけども、これについて何か本当に高いように思うんですよ、実際の話。それをもう一回確認したいのと、基本料の見直し、僕もずっと言ってきました。県水も当初、僕も言っていたのは、県水がなかなか下がらない状態で、ようやく下がったんですよ。これ皆さんの節水もあるんだと思うんですけども、節水以上に使わないというのがあります。その辺をもう一度やっぱり見直しも含めて、ちょうど去年の10月から消費税の分も転嫁されてきておって、基本料も本当に使っていない家庭もやっぱり多いです、高齢者で独り暮らしだと。使用料もそうなんですけれども、基本料の2か月20立方かな、今。それも使っていないのに基本料を払わないといけないというのをせめて半分とかにして、その辺の見直しをやっていただきたいと思います。1号の配水池の改修工事について、7,000万円がどうのこうのということなんですけれども、それについてももう一度お願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

7,000万円の工事の内訳でございます。今回は内面と外面、屋根の塗装分、分類されております工事費の大体76%が内面の塗装の費用になります。内面の塗装につきましては、厚生省が定められている規格をクリアしなければいけないという条件があります。水道水は水質、体に非常に影響を与えるものでございます。溶質が少なく耐酸性、耐アルカリ性、耐塩素性にすぐれている製品を使う必要があります、この製品に費用がかかるものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今説明をもらって、外も、特にお金がかかるのは中なんです。中でやっぱり直接口の中に入るということで、その辺の厚生労働省の認可を受けるものを使うということで、若干高いのかなと思うんですけども、その辺は十分配慮したことになっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、もう1点について、これ1号の配水池のものなんですけれども、もう1点、町長の施政方針、5号の排水ポンプの更新と施政方針にあったんです。これについては、ちょっと見たんですけども、なかなか分からなくて、この点についてはどう思ひていけばよろしいですか。最後にお願ひしたいと思ひます。

○水道課長 伊藤和光君

5号排水ポンプのほうの改修につきましては、計画的にやっているものでございます。う

ちの排水系統の関係が2系統ありまして、その1系統分の賄っているのが5号排水ポンプでございます。近年、水量の変動に伴うインバーター化という形でポンプの更新をしておりますので、今回5号ポンプもインバーター化を含めた更新となっております。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第27号「令和2年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉です。

今回の議案第27号「令和2年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

先ほど質問したように蟹江町の水道使用料金は、県下でも海部南水に続き高い水道料金であります。使ってもいない基本料金を見直してほしいという要求が多い水道料金であります。予算でも剰余金のため込みが10億円以上あるのに対して、住民から徴収した水道料で利益を上げ続け、多額の内部留保を増やし続ける事業運営を改め、純利益の相当部分を値下げに使い、世代間の負担の公平を図るべきだと考えます。

あり余る内部留保を生かし、全ての利益を活用して水道料金の引き下げを要求したいと思っております。

よって、令和2年度蟹江町水道事業会計予算に反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風 石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業におきましては、近年の水の需要の低迷により、給水収益の減少が続く中、経営は依然として厳しい状況となっており、このような経営状況の中、経費の節減、有収率の向上に努められ、安心、安全な水の安定供給を堅持された予算を編成されております。より一層の経営基盤の強化とライフラインの整備等を推進されることを期待して、本案に賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第11 議案第28号「令和2年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと工事の内容について確認したいと思います。28ページにあるように資本的支出についてなんですけれども、工事請負費ということで公共下水道の管渠工事なんですけれども、6億3,781万7,000円ということがあります。これについて今のこれからの下水道、今後の下水道計画について、どのようになっていくのか、それが含まれていると思うんですけれども、その点についてお願いいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

ただいまの板倉議員にお答えいたします。

管渠布設工事として約6億円ほど今回予算計上させていただいております。その内容でございますが、今回、富吉北、富吉駅北側の6.7ヘクタールを対象に管渠布設工事を行う予定でございます。内容としましては、開削が1,585メートルでございます。あともう一つ、役場の近くにある霞切橋という橋があります。そこに県の日光川下流4号幹線の14号接続点というのがございます。そちらのほうから西尾張中央道を横断しまして、町道3117号線沿いに西へ向かい、町道3133号と交差する部分から八幡橋の下を通りまして、蟹江町図書館の横を通過いたしまして、近鉄の越津用水橋梁の下を通りまして旭地区に至る幹線、こちらのほうが口径400ミリでございますが、推進工法で1,017メートルほどの管渠布設工事を予定しております。

今後につきましては、富吉北地区を今年度と来年度、そして今回管渠布設で1,017メートル掘ります旭地区のほうを下水道工事を進めていく予定でございます。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

下水道事業、とても私も必要だと考えていて、ようやく西尾張中央道を県の下水が通っていくということで、まず旭のほうにつながっていく、旭のほう下水道管理、そのほかについて、議長のほうもそうなんですけれども、源氏、八幡、図書館の周辺から八幡から源氏、錦まで来るのかちょっと分かりませんが、一応はそっちの方向を今後考えていくということで考えていけばよろしいのでしょうか。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

事業推進に対しましては、県の認可を得るということになっています。昨年度、今後4年間の事業認可を受けたばかりであります。その中で富吉地区と旭、緑、そして図書館周辺から北の八幡、愛知銀行より南側までの事業認可を得ております。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第28号「令和2年度蟹江町下水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後1時33分)